

平成30年白浜町議会第3回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 平成30年9月14日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成30年9月14日10時00分

1. 閉 議 平成30年9月14日15時03分

1. 散 会 平成30年9月14日15時03分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	南	勝弥	4番	西尾	智朗
5番	丸本	安高	6番	正木	秀男
7番	堅田	府利	8番	松田	剛治
9番	小森	一典	10番	水上	久美子
11番	辻	成紀	12番	廣畑	敏雄
13番	溝口	耕太郎	14番	長野	莊一

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳明 事務主査 山本 琢人

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	山 中	雅 巳			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	寺 脇	孝 男
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	濱 口	伊 佐 夫

民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	中 本 敏 也
生活環境課長	廣 畑 康 雄	観光課長	愛 須 康 徳
建設課長	坂 本 規 生	上下水道課長	久 保 道 典
会計管理者	玉 置 孔 一	消 防 長	大 江 康 広
教育委員会			
教育次長	高 田 義 広	総務課副課長	山 口 和 哉

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成30年第3回定例会4日目を開会します。

ただいまの出席議員は14名です。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配布しています。

本日は一般質問4名を予定しています。

本日で一般質問を終結したいと思いますので、よろしくお願ひします。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

13番 溝口君の一般質問を許可します。

溝口君の質問は一問一答形式です。質問通告時間は90分です。まず1点目の防災対策についての質問を許可します。

13番 溝口君（登壇）

○13 番

13番 溝口です。通告に従いまして、9月議会の一般質問をしていきたいと思ひます。今回は2項目についての質問となりますので、よろしくお願ひいたします。

1点目、防災対策についてであります。防災対策につきましては町の基本的な考え方、そういう点について答弁をもらうのは3回、4回という回数を考えております。

まず、私個人としての防災対策ということについての考え方がありますが、災害が起こる前に、こういった備えをしておけばいいのではなかろうか、こうかなというような形で十分研究するわけですけども、不幸にして災害が起こったときに、個人は個人でこういった備えをしておけばよかったと。今後同じような災害がもし発生するのだったら、今度はこういうような備えをしておくべきであろうなど。それはまた個人であるとか地域でそういうような形を考えなければならないと思うわけです。

また、他方、行政の役割として、災害の前にもいろいろなシミュレーションをするわけがありますが、不幸にして今申し上げましたように災害が起こった後、今回のこの災害で被害が起きた状況を踏まえて、今後やはり同じような大雨であるとか水害に対して行政としてこういった備えをしなければならないであろうとか、そういった検証をいち早く確立して、次の災害に備えなければならないと思うわけであります。

そうやって、白浜町行政として考えなければならないこと、また上部機関の県に対して、例えば、県河川でありましたらそういった形でするのは当然県でありますけども、やはり地元の行政として上部機関の県に対して、今回こういう災害が起こったから今後に備えてこういった形でしていただきたいとか、白浜町行政として発信をしなければならないと思うわけであります。

そういった観点に立ちまして、三、四点につきまして質問をしたいと思ひます。

今お話をしましたように防災対策としての質問は、白浜町の基本的な考え方について質問してまいりたいと思うわけであります。そういった中で白浜町では不幸にして大きな災害といひますのは、今から7年前の9月の前半だったと思ひますけれども、本当に大きな台風による大きな被害が発生いたしました。そういった中で7年経過して、去る8月23日にも台風がありました。そしてまた、1週間前にもまた続けざまに台風がありまして、また被害が発生したところであります。

そして、今回、私が冒頭に申し上げましたように、最初の災害が起こってから、行政として、地域として、そしてまた個人として、災害に対しての備えがあったのかなかったのか、そういうような形であります。今回被害が発生した地域では、やはり7年前にもそういった水害で被害を受けた地域でございます。ということは2度続けて同じような水害で被害が発生した地域であるわけであります。7年前、そしてまた今回も同じような被害を受けた地域があると思うんですが、白浜町行政としてそこら辺をどのように把握しているのか、まず最初に基本的なことについて質問したいと思ひます。

こういった点につきましては白浜町行政としてはどうですか。どのように把握をしておいますか。

○議 長

溝口君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

皆さん、おはようございます。

ただいま溝口議員から防災対策についてのご質問をいただきました。

私自身も過去のいろいろな災害、大きな災害、これは地震だけではございません。台風ですとかいろいろな自然災害がございますので、過去の自然災害に学ぶという視点は大変重要であろうかというふうに考えてございます。

まず答弁に入る前に、8月23日の台風20号及び9月4日の台風21号によりまして、町内各地に多大なる被害が発生いたしました。今回の台風で被災されました町民の皆様にご心からお見舞いを申し上げます。町といたしましても、一日も早い復旧・復興が図られますよう、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、溝口議員から今回の台風と7年前の台風で2度続けて被害を受けた地域があることを、私としましても先般日置川地域に入りまして把握をいたしました。今回の台風20号と平成23年9月の台風12号につきましては、いずれも大変激しい豪雨であったため、富田川流域及び日置川流域におきまして、2回とも同じような比較的地盤の低い地域で家屋等への浸水被害や道路及び農地が冠水するといった被害が発生しております。これにつきましては、私も現地で視認をいたしております。

いずれにしても、2度続けて被害を受けた地域があるということ、あるいは白浜町の中でそれ以外にも今回の台風によりまして多大なる被害があったということは、これは忘れてはならないこととございますし、こういった被害の状況につきましてもこれからも把握をした上で、今後の対応策を講じていきたいというふうに考えてございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

白浜町行政としても、続けざまに発生をした地域について把握はある程度していると。

そこで、基本的に聞くわけでありますが、冒頭でも申しましたように、そして、7年前に被害が発生して、白浜町行政としてこの7年間で取り組むべきこと、そしてまた上部団体の県当局に対してこういった形の改善をしていただきたいとか、そこら辺の取り組みについてはどのような形であったのかを少し聞きたいと思っておりますけど、その点につきましてはどうですか。実績というかそうした形は。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

富田川流域の浸水被害につきましては、議員もご承知のとおり、富田川本流の堆積土砂により河床が上がっていることや、河道の断面が小さくなって流下能力が低下していることが大きな要因であると考えております。

平成23年9月の台風以降、町としましても、県に対して早期の河川改修要望を行うとと

もに、特に浸水被害の大きかった平間地区から北富田地区の河道掘削や河口付近の堆積土砂の撤去を要望してまいりました。

その結果、平間地区のローソン前付近やしらさぎ橋付近と大井堰後ろ側の中州の一部について、年次的に撤去をしていただいております。また、町独自としましても、大井堰の下流付近におきまして、緊急の堆積土砂の一部撤去を行った経過もございます。

さらに、平成27年度には、浸水被害を軽減するための緊急対策といたしまして、庄川口右岸地区に排水ポンプ3基を設置し、地元の協力を得て大雨時に稼働してございます。

そのほかにも、県が取り組んでいた富田川河川整備計画策定に向け、県が設置している富田川を考える会で地元の意見を反映していただくために、富田区長会から流域の区長さんの中から4名の委員選出をお願いするとともに、町からも関係職員3名を選出し、早期計画策定に対する協力をしてまいったところでございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

7年前からの取り組みの一環について、今建設課長のほうから答弁がございました。

答弁がありましたが、私の地元である北富田では、今建設課長、また町長も冒頭の答弁にありましたように、同じような被害が発生いたしました。その中で、仕事の分担は、これは白浜町行政がするのか、県がするのか、はたまた国か、住民にとったら町がするのか県がするのか国がするのかというのは、余り関係ないわけです。同じような被害が起こっているのに行政としてどのような取り組みをしてくれているかと、そこら辺が住民サイドからしたらなかなか目に見えない。その中で同じような被害が起きて、後片づけ、いろいろ災害が起きたら大変であります。

ですから、そんな思いが我々議員に対しても、そしてまた行政の皆さんに対してもいろいろ話があるかと思うわけでありまして、そういった点につきまして、やはり行政として自分の守備範囲は当然しなければいけません、自分以外の守備範囲のところに対しては、やはりこういう実情であるからこういう取り組みをしてもらわんと困ると。このまま放っておけば、災害じゃなくして人災に当たると。そういうような覚悟を持って、皆さんはやはりそういうような形もしてもらわなければ困るということであります。

今建設課長が今言いました富田川についての取り組みの話がございました。これは私も議員にならせていただきましてから、住民の皆さんから、富田川の堆積につきましては大雨が降って水害の大きな要因の一つになるから、このことはぜひとも取り組んでいただきたいという形で、そういう中で議員活動を行ってまいりました。その中で富田区長会のほうからも、毎年振興局に対して要望が提出されとるわけであります。

私はたまたま富田川治水組合の議員もさせていただいたときに、振興局に対して話をしまして、そこで少し調べてみたら、我々田辺西牟婁の振興局管内の県河川の予算は年間2億円しかない。田辺西牟婁管轄の県河川です。2億円しかない予算の中で富田川流域のそういった何十年にわたった堆積土砂の事業を、振興局単位で幾らお願いしても、これはなかなか事業の実施にはならないと。そういったことから、私は今から4年前に県当局に行きまして、県の上層部の幹部の方に直接お願いをしました。これをやっていただかないと、7年前にこういった被害があって、昨今の異常気象で集中豪雨等が起こった場合、これから同じような

被害が起こるということは、これはやはり先ほど申しましたように人災に当たる部分もあると、そんなこととお話をいたしましたら、ちょうど4年前に、よっしゃ、わかったと。

しかし、整備計画であるとかそういった計画、そしてまた富田川はオオウナギですけれども天然記念物があります。そんな形であったら文化庁とも協議をしなければならないという形で、三、四年は待ってもらわなあかんでという形でありましたが、建設課長から先ほど答弁でありましたように、町は国からの事業予算も決定いたしました。白浜町としてはまだ把握をされているかどうかわかりませんが、国からは20億円の予算がついております。それで、いよいよ来年から抜本的に年次計画で、今の計画では15年から20年というふうに私は話を聞いておるわけですけれども、これを15年、20年ではなしに10年ぐらいで毎年ある程度大規模に改修していただきたいと、そういった形で要望しているところであります。

そんな矢先に、8月になって水害が起こりまして、私のところの地区でも庄川地区とか内ノ川地区でも浸水をしました。住民の皆さんには富田川のそうした事業計画が来年からいよいよ始まりますからとお話ししてたんですが、その矢先に発生をしたわけであります。

ですから、県に対して、白浜町としても早期に、この事業をするのは決定しているわけですけれども、やはり15年、20年と言わず、10年ぐらいで何とか完成をしていただきたいと、そういった要望活動を行政としてもしなければならないと思うわけであります。

今のところ県としては、富田川の河口から郵便橋までの付近というふうに私は聞いておるわけです。その間で20億円の予算が国から決定をしているということでもあります。ですから、私が住んでいるところの保呂区は一番白浜町の北部になりますけれども、郵便橋ぐらまでの間と、それを年次計画で行っていくと。ですから、河川でありますから、増水時期の4月から9月ぐらまではやれなくて、大体今ぐらの時期、9月の終わり前後から明るる年の3月、4月までと。ですから半年間ぐらの年次計画で行っていくということでもあります。ですから、早期に、1年でも早くそういった堆積土砂を取り除いてもらえるようにしてもらわなければならないと思うわけです。

今建設課長に答弁をしてもらいましたから、次になりますけど、白浜町としては町の管轄のところは町は対策を立てて計画を立てて実行し、そしてまた上部機関の県の管轄のところは県に対して、普通の要望ではなくて強い要望をして、やはり早期の対策を実現してもらわなくてはならない。住民の立場から言いましたら、先ほども申しましたように、なぜ毎回毎回大雨が降ったら何回も同じように浸からなあかんのかと、そういった形で行政に対しての不信感というんですか、募るばかりになるわけであると考えられます。

今後、白浜町行政として、私が今申し上げた以外にもいろいろな災害があると思うわけですが、ですから今後のそういった早期の取り組みに対して、町の強い考え方はどうであるのかということを知りたいと思うのですが、いま一度どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

町の今後の取り組みということですが、本年6月に県が策定した二級河川富田川水系河川整備計画におきましては、おおむね20年間で、河口から保呂地区上流部までの約6.2キロメートル間の河道掘削と、左岸側の平間地区から日神社付近までの間及び右岸側の平地区下流部から栄浄水場上流付近までの間の堤防整備を行い、流下能力の向上を図るとされ

ております。しかしながら、やはり私も個人的な感想ですけれども、おおむね20年というのは余りにも長いのではないかというふうな思いをしております。近年の災害というのは、非常にスパンも短くなっておりますし、想定外の大雨ですとかあるいはいろいろな被害が発生する懸念がございます。そんな中で、この計画をできるだけ一刻も早く進めていただくことを、県及び関係機関に働きかけるとともに、議員ご指摘のように、繰り返し浸水被害に遭われている地域につきましても、例えば排水ポンプの新たな設置、あるいは水門の改修など、河川管理者の県とも十分協議をしながら早急に有効な対策を検討してまいりたいと考えております。

私も先般、日置川流域のほうで何カ所か浸水被害の出ているところに赴きまして、被害の調査をしましたがけれども、やはりその住民の方々の声、またかというふうになっては困ると私は思います。7年前の台風12号のときの浸水したところよりも今回のところが、一部ですけれども高かったという浸水の状況がありました。それを目の当たりにしまして、このままではいかんというふうに、私も思いましたし、やはり、こんなところにはよう住まんというふうな声も聞きました。現場確認をしましたがけれども、そういった住民の方々がたくさんいらっしゃるということを本当に痛切に感じましたので、私といたしましても、皆様方のご協力をいただきながら、今後は県や関係機関に強く働きかけていきたいというふうを考えてございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

そういった形で強い決意を持って取り組んでもらいたいと思います。

1点、また、町長にお話を申し上げますが、この富田川のことではありますが、先ほども申しました4年前に県当局幹部の方にお問い合わせをして、幹部の方もわかったと。そんな形で事業実現という形になったわけですが、白浜町行政として、建設課長は行かれたかどうかわかりませんが、町長もしくは副町長が出張等で本庁に行かれたときに、やはりこういうような形で取り組んでいただいて、早期の実現をよろしくお願ひしたいとかそういう要望活動を、白浜町長がお見えになってそんな話を聞いたことがないと、そういうお話がございました。町長はよく出張で本庁なんかに行かれる機会もあろうかと思っておりますので、その点は白浜町長として、県河川でありますけれども、いよいよ来年からやるという形がもう決定しているわけですから、町として、県に対して、同じやるのだったらこのところをやる場合は意見集約をしますので、もっとこうやるとかそういう話をしますので、これからよろしくお願ひしますと、町長のよく言うトップセールス、そういうような形で県当局に対しても一度話をすべきであるなどと思っておりますので、その点よろしく、そういうような形を進言しまして、この項目については一般質問を終わりたいと思います。

○議 長

以上で、防災対策についての質問は終わりました。

先ほど町長の発言の中で、少し不穏当な発言と思っておりますので、訂正方お願ひしておきたいと思っております。

それでは、2点目の農業政策と農村地域の人口対策についての質問を許可します。

13番 溝口君（登壇）

○13 番

それでは、2点目の農業政策と農村地域の人口対策についてであります。

農業政策についての一般質問は久しぶりでございます。今の白浜町を取り巻く一次産業の農業はどうなっていくのか、そしてまた農村地域の人口、少子高齢化がうたわれております。現実にそういった現象も発生しておりますから一体どうなるのかなと、そういうような観点で質問をしてみたいと思います。

今申し上げましたようにこうした農業を取り巻く情勢は本当に厳しくて、そうした農業従事者の高齢化や担い手不足、そしてまた農業収入の低さ、そういった形から本当に農業をする人が減ってきているというのが実情であります。そういったことが遊休農地なんかもふえてきております。こういった形で大変深刻な問題であるわけでありまして。そんな中で早急な対策が必要とされておるわけでありまして、一体どういった有効な政策というか行動ができるのだろうかということでありまして。

そしてまた、このような問題は、我が白浜町だけの問題ではありません。多くの地方のそうした我々と同じような環境のところは同じであります。第一次産業の担い手不足、また少子高齢化、人口がこれからますます減っていくと。白浜町も3月の選挙のときに私は住民の皆さんに訴えをしましたが、40年後の白浜町の人口は1万4,500人ですか、そういった数を目指すのだと。そしてまた政策を打たなかった場合は1万1,000人になるであろうと、そういうような形でありますから、当然これだけの人口が減るわけですから、それぞれの産業に携わる方も減ってくるわけでありまして。その中でやはり第一次産業の農業に関する人口も激減をするであろうと予測されるわけでありまして。

それで、これは市町村だけで対策を立ててもなかなか有効な手立てがないわけであると、そう考えられます。有効ではないけども行政としては考えないわけにはいかないということでありまして。その中で、今後、白浜町として、農業の維持、発展をしてもらえればと思うわけですが、言葉ではなかなか農業を維持して発展をと、発展という言葉はどうかと思うんですけど、減ってくるであろうけども、何とか維持をしなければならないと、そのためにはどのような政策があるのかなということでありまして。

今申し上げました少子高齢化の影響で、もう既にその影響が始まっております。白浜町の人口減少も本当に加速度を上げて起こってきております。この中で私は選挙のときも言いましたけども、特に農村地域のそういった人口減少が著しく激しいかなと、そのような形でいっております。こんな厳しい将来が考えられる中で、今現在の白浜町の農業の実態というんですか、あり方について白浜町としてどういうふうに考えているのかなと、そういったことをまず最初の大きなくくりとして質問をしたいと思っております。どうですか。

○議長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

ただいま溝口議員から今現在の白浜町の農業の実態、そして、今後の白浜町の農業はどのようになっていくのか、考えているのかというご質問をいただきました。

当町の農業の実態につきましては、最近の異常気象やたび重なる台風の影響もあるかとは思いますが、近年の農業従事者の高齢化が進んでいることに加えまして、鳥獣による農作物への被害等もふえているなどの悪条件が重なり、非常に困難な経営状態になっていると考え

ています。

農家の収入を見ますと、約7割の農家が100万円以下の販売額であります。年間500万円以上を販売している農家はわずか数パーセントとなっているように、特に兼業農家を初めとする経営規模の小さな農家の経営が成り立たなくなってきており、農家数も現象の一途をたどっている状況です。

今後の当町の農業ということになりますと、今後も少子高齢化による労働人口の減少が予想される中、この傾向はますます強くなることが懸念され、何らかの大きな施策を講じなければこれを変えることは非常に難しいと考えております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

今、最初の大きなくくりで、こういったことばかり話をして、いい材料がなくて悲観的なことばかりでありますけども、やはり行政としても何とか少しでも有効な手立てを本当に考えてもらわなければ、後からも言いますが、それこそ跡形もなくなってくるのかなど。それも遠い将来ではなくて、私は多分5年後にはもう顕著にそういった影響があらわれてくると思います。それで、10年後を考えたとき、今私は59歳ですけども、10年後といいましたら私も69歳、70歳になるわけです。そんなのから10年後を考えたときに、多分もうやっている人はおるのかなど、そういうような形で思うわけでありますけども、しかし行政として、そしてまた議員としても、何とか考えられることを考えていかなければならないという思いで今質問をしてるんです。

そこで、これで今聞きました。これから今の白浜町の農業のある程度の実態はこういった形ではないのかということについて質問してまいりたいと思います。

それでは、今の白浜町の農業の実態は、現在白浜町で農地を所有している件数というんですか、これは当然行政として把握することはできていると思うんですけども、一応参考に発表してください。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

平成27年2月1日現在の2015年農林業センサスの数字ということになりますが、こちらのほうでは白浜町内で農地を所有している農家数が340戸となっております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

今課長のほうからございました。

今白浜町で農地を所有している戸数が340戸であるということでもあります。

それでは、次に、この340戸の件数が今ありましたが、それでは、専業農家の件数というのはどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

これも2015年農林業センサスの数字になるのですが、白浜町の専業農家が158戸となつてございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

158戸の専業農家、これは多分高齢の方が米作だけをしてるとかそういった形の数字も入っているかと思ひます。いよいよここから分析をしてまいりたいと思ひますが、あとは兼業農家の方、それから農地を所有している方がほかの人に貸している、そういった形が多くなつてきております。もう自分ではようつくらんから、何とかうちところの田んぼを使つてくれんかと。昔でしたら小作料というのが発生をしていたわけですが、今現在はそういった小作料をとるのではなく払うからつくつてくれんかというような時代であります。ですからうちところの田んぼをほついたら草ぼうぼうになるから何とかしてくれんかというようなことあります。

そこで、白浜町の農業としては、やはりほかの川添茶であるとかミカンとか梅なんかもつくられている方もおるかと思ひますが、やはり農作物の比重としては米の割合が一番高いと思ひますけど、その点につきましてはどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ただいまの農林業センサスの数字にも出てきてございます。それによりますと、販売額がある農家というのが290戸でございます。そのうち187戸の農家が稲作の販売金額が最も高いというふうな結果になってございますので、当然米の割合が高いということになってございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

今課長のほうから大まかな内訳でありますけども、白浜町の農地を所有している方が、つくっている、つくっていないのは関係なしに340戸あると。そして兼業農家も含めてざつとその半分近くの158戸が今現在はやっておるということあります。白浜町として、当然農作物の割合が一番高いのが米であるという形であります。

こういった形で今現在の大きな白浜町の農業の内訳であるんですが、ここから、現状でも農業従事者の、先ほどから町長も言っておりましたが、高齢化、そしてまた担い手不足、農業の将来展望は見えてこない状態であるわけですが、白浜町として将来の農業がどういうふうに進むとかどういふような形になっていくのかと、そういった予測されるであろうデータとかそんなのは所有しているのかについて、まず基本的に聞きたいと思ひます。以前もいろいろな資料に遊休農地の発生はどれくらいであるとかある程度の数字はあったと思ひますが、将来が予測されるようなデータはあるのかどうか、どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

先ほどから申し上げていますような農林業センサスの数値や農業委員会が毎年行っている遊休農地調査の結果などは、町といたしまして把握しております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

今現在の白浜町のそういったデータを見て、5年後、10年後の白浜町の農業は多分少子高齢化とかそういった影響でこうなってくるであろうかというのは少し見えにくいのではないかと、そう思うわけであります。

私は、これから申し上げますが、こういった調査をしたらどうかと思うわけであります。それは、今町長も言いましたように、白浜町ではそういった遊休農地の実態調査というのはある程度進んでいると思うわけでありますが、これだけでは将来の動向をつかむまでには私は至らないと思うわけです。

そこで、私は1つ提案をしたいと思うわけでありますが、これは必ず白浜町行政にとって実行してもらいたいと思うわけです。

まず、行政では農地を所有している方を把握することはできるわけです。そして、その今持っていいらっしゃる方の年齢も当然把握できるわけです。そして、まず最初に持っている方、所有者の方に、今現在、米またはほかの農作物を栽培しているのですかというのを聞く。ここで第一段階として、今現在この方は実際自分で米もしくはほかの農作物をつくっているかつくっていないかが把握できるわけであります。今農林課長が申しました340戸の中で、現在自分でつくっているのかつくっていないのか、まずそこで把握することができるわけであります。そして、その次に、自分のところで農作物をつくっていないという方については、その農地を今現在ほかの人に貸しているんですかというのを聞いていきます。そこで、貸しているとなったら遊休農地じゃなくてこの人は田んぼを持っていても自分ではつくらずにほかの人に貸している。その貸している件数もそこでわかってきます。そういうことを聞きましたら、次に、遊休農地をほかの人に貸してないとなったら、それだったら遊休農地という形も判断できるわけであります。さらに、そこから白浜町の将来予測がはっきり言ったらわかってくるんですけども、例えば、今現在農作物を私のところはつくっていますよと、米作やけど米をつくっていると、その方に、それでは後継者がいるんですかと、そういうような形で聞くわけです。うちところは後継者があるのやと、幸いにも東京にいる息子が戻ってきて農業をやってくれるというのやと、そういう場合も中にはあろうかと思えますけども、後継者がいないと。そして、その後継者がいない農地の所有者には、自分が将来農業をできなくなったときに農地はどうするんですかとそこでまた行政が聞くわけです。

これらの一連の聞き取りをしたら、将来の5年後、10年後の今現在農地を持っている戸数が340戸の方があられるわけです。今つくっているんですかからまず聞いて、つくっていない人については、貸しているんですかと聞いて、そこでまず色分けができる。つくっている人には、将来どうされるんですか、後継者はいるんですかとなれば、おらんとなったら、その方は今の所有者の方も行政としては年齢もわかるわけです。この方が例えば75歳の方であつたら10年後は85歳になるわけです。後継者がいなくて10年後としたら、もうこの人の農地はどうなるのかと、そこで農業従事者が10年後には先細っていくという形で、行政としてそうした数字をつかむことによって、予測されるわけであります。

そうした調査をして把握をした上で、白浜町行政としてどんな農業施策か支援策があるのかというそういった形を考えてこそ、本当に有効性のある政策ができるのではないかと。それがうまく機能したとしてもかなり減ってくるのは減ってくるんですよ。聞き取りをして、10年後には多分こうなるやろうという形が予測されるんですけども、しかし放っておくわけにはいかないわけでしょう。行政としてもやっぱり何とか進めていかなければならない。

それを私は提言をしたいと思うわけでありますが、こういった点につきましてはどうですか。多分農業委員会であるとか農協であるとか、それに近いようなアンケート調査があったようには思いますけども、私が今申し上げたような具体的なアンケートについてはまだされてないと思うんですけども、どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

現在、町としましては、作業の途中ではございますが、農業振興地域整備計画の見直しを行っています。その中で、昨年、現在の農地の状況や将来の就農への意向等を把握するため、町内に10アール以上の農地をお持ちの方1,741名の方を対象にしたアンケート調査を行いました。農業振興地域整備計画とは、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、県知事により農業振興地域の指定を受けた市町村が、今後おおむね10年間を見通して策定する計画でございます。間もなくこのアンケート調査の結果を踏まえた、今後おおむね10年間の計画ができる予定となっております。このアンケート調査では、議員ご提案のような後継者の有無、あるなしは聞いていないのですが、耕作放棄の理由の3番目に、後継者がいないという結果もございまして、今後効果的な農業施策や支援策を講じる必要性は十分感じてございます。

○議 長

13番 溝口君(登壇)

○13 番

そういった形で、せっかく調査をするわけですから、アンケート調査をするのであるのならば、将来が多分こうなるやろうというような把握ができる私が提案したようなそれをやれば、必ず数字がつかめるわけです。農地を持っていらっしゃる方は340戸あって、今現在でもつくっていない方とつくっている方に分かれて、つくっている方でも将来後継者があるのかないのかを聞いて、後継者がなくなったらもうそこでその方のお歳からいろいろ考えて、所有者の方の年齢から考えていけば、今これだけの農業に従事している方が多分こう減っていくやろうなど。その減る中で、行政として、こうした農業政策、支援策で、どういう形を打ち出せたら何とか維持してやっていけるのではなかろうかなど。ですから、有効な実効性のある、かけ声は皆さん、町も我々も少子高齢化に歯どめをかけてとか、一次産業を何とか維持しなければならないと、町長も選挙で多分公約の中にも入れて町なかでも集会でもおっしゃると思うんです。我々議員も選挙のときには、やはり、地域を発展させなとか、農業を何とか維持をしていこうと口では言いますが、実態が、今言うたように、こういうような形の調査もせずにかかけ声だけ言うても、かけ声だけで終わってしまうということになるわけです。

今私が言いましたそういった調査をして、把握をして、また我々にも報告していただきました

いと、そう思うわけでありませう。

今申し上げましたように、こういった調査をしたら、白浜町の将来がある程度わかってくると思っています。しかし、10年後、20年後を考えたときに、今でも大変な状況である農業が、もっと大変な状況になっていると、私はそう思うわけでありませう。今申し上げましたように、農業に携わる方の人口は、多分今の半分以下になっているのではなからうかと、そういうふうに思うわけでありませう。

しかし、行政としては現状から考えたら、そうした将来を見据えた農業施策を打ち出していかなければ、それが重要であると思ひます。いま一度、前に申し上げましたように、今町長も言ったように、町としてアンケート調査をして、それをとりまとめて、どのような形で取り組んでいきたいのだと、そういうような形でしていかなければならないのだという形については再度聞きたいと思ひますので、その点についてどうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今回のアンケート調査の結果を見ますと、今後の農地の規模につきましては、規模を拡大したいという方は約1%であります。最も多かったのは、現状を維持したいが約45%、次に多かったのは、農業を休廃業したいという回答でございました。このことから現状を維持することができ、農業をやめることなく、農業の将来展望を見ることができるよう施策が必要かと思ひますので、関係者の意見などもお聞きしながら、有効な施策を検討していきたいと思ひております。

○議 長

13番 溝口君(登壇)

○13 番

町長が今言いましたように、本当に大変になるわけだ。

こういった形で少子高齢化が進む中で、今ある現状の中で各地域がそういった形で農業に取り組んでいるわけでありませうけども、しかし、これから取り組んでいく中でも多くの課題とか問題点もあります。

1つ例を申し上げましたら、各地域で農業に携わる人が本当に減ってきておる現状であります。農地を持っている人がほかの人に貸したり、また反対に遊休農地等も本当にふえてきている状況であります。しかし、こういった状況から考えていったら、今それでもしてるわけでありませうけども、こういった状況が進めば、例えば今現在白浜町の米の栽培が一番多いわけでありませうけども、こういった言い方はあれですが、近い将来、私は5年、長くて10年かなと思ひているわけでありませうけども、その先に米づくりもできなくなる地域が発生してくるのではないかなと思ひているわけでありませう。農地を維持することができても米の栽培ができなくなる事態が、私は必ず起きてくると思ひます。

その理由は何かといひましたら、当たり前の話なんですけども、この話をしましたら皆さんはっと思ひます。米の栽培は幾ら優良農地があってもそのもとになる水がなかったら栽培することはできないんです。農作物の水です。これは当たり前のことです。水がなかったら米はできない。幾ら優良農地をそういった形で農地を何とか維持することができても、水がなかったらできないわけでありませう。当たり前といひたら当たり前なんですけども、しか

らばその水はどうなっているのかということですが、これは各地域で農地を持っている個人個人の方が水の管理をしてるわけではないんです。各地域には水利組合というものがあるわけでありまして。その水利組合が結成されて、水路の維持管理であるとか、そういうような形の管理をしながら水を供給しているわけです。この水の供給であるとか水路の維持管理は、これはなかなか個人では、できそうですけど絶対不可能なことなんです。

ですから、先ほどから指摘をしているように、農地を持っていても、農業はしないといた人が今後ふえてくるわけです。そういったときに、そしたらどういったことが起こるかといったら、今言っているように、水稻栽培の一番大事な水の管理、水利組合が維持できないということになってくるわけです。今は何とか各地域で水利組合が結成されて、1反当たり水利費は幾らですよと、徴収をしながら行政からも補助をいただきながら何とか維持をしていますけども、私ところの地域でも2つの地区で1つの水利組合を結成していますけども、本当にそこで農業というか栽培をしている方がもう年々少なくなっているんです。水利組合には、会議には参加をしますけど、もう既にわしところの田んぼはほかの人につくってもらいやるといふ人も、私ところの地区でもかなり多い。でも水利費は所有しているからお支払いしてますけども、それが、年々年がいついついたら、その水利組合が維持できないように必ずなってくると、私は思うわけでありまして。

そういうような形で私が申し上げたことも、当然行政として今後考えなければならない局面が、これはもう近い将来、間違いなく5年後、10年後にはいろいろな地区で、もう水利組合を維持できへんと。そうなったらつくりたいという人もおるけど、それやったら行政が面倒を見てくれるのかというような話が必ず私は起こってくると思うわけでありまして。ですから、今からそういうような形については考えていかなければならないと思いますけども、その点につきましては町のほうではどうですか。把握をされていますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

議員のご指摘は、私も同感でございます。

農業、特に稲作はこれまでも1人ではなく地域、集落で行ってきたと言っても過言ではございません。その中でも水の問題は大きなウエイトを占めていると思います。当然、水利組合が水路の維持管理を行えなくなると稲作は行き詰ってしまうことになります。そういう意味でも、町は、これまでも水利組合に対しまして必要な支援を行ってまいりました。近年では、多面的支払交付金などの農村集落を支える新たな制度も構築されております。引き続きこのような支援は継続させるべきであると考えています。

○議 長

13番 溝口君(登壇)

○13 番

今言いましたように各地域にはそうやって何とか水利組合が維持をしてやっていると。しかし、近い将来半減をしてくるわけですから、当然、農地を持っていても、悪いけど、水利組合から私は脱退させていただきたいとかそんな話が必ず出てきます。そのときに行政として、どういうふうな支援策というか、支援だけでは私は済まないと思うんですけども、行政として白浜町の農業を何とか維持させるにはどういうふうなせなあかんのかと。先ほどから

何回も言っていますが、そういった形が必ず5年後、10年後にはやってきます。そういうような形を現在から考えていかなければならないと思うわけであります。

その中で、そしてまた各地域には、今水利組合があると言いましたけど、そしてまた水の供給や管理の仕方とか、そういった形で実情がそれぞれ違います。農業用水路等の維持をそういう形を管理していくためには、それぞれで水利組合があってやっているわけですけども、農林水産課のほうで以前に聞きましたら、今現在白浜町からそういった形の補助を出している水利組合は、ざっと19ぐらいが白浜町から補助をしているということであります。しかし、この19の水利組合に対して補助をしているわけでありますけども、こういった形の農業用水の施設管理の助成金であるとか、水路の補修工事にしても、そうした事業についてもさまざまな助成をしております。それでまた、農地は農地の所有者から農地の面積に応じて水利費を徴収しております。そういった形で水利組合の維持に経費に充てているわけでありますが、地域の水利組合で水の供給をしてる供給の仕方に変化が生じた場合、水利組合の、そういった形で維持をするのにも状況が変わるような水利組合が発生してきます。そのときにどういうふうにして水利組合を維持することができるのかなということが発生してくるわけであります。

それを1つ紹介させていただきましたら、私が少し把握している中で、今年度から水の供給の仕方が変わった水利組合がございます。北富田の平地区であります。この地区は長年農業用水の水はこの地区内にありました鮎の養殖場から出るそういった水を使用していたわけですけども、この施設がいろいろと営業のことがあって去年から閉鎖をしたわけです。ですから、閉鎖をしたら、今度その地区では自分ところで動力を使って水を供給しなければならないということになるわけであります。この動力の維持費というのは、3カ月、4カ月の期間であります。その地域の面積にもよってきますが、ざっと100万円は最低要ってくるわけです。今までその平地区はそういった養殖場から出る水を使っていたんですが、それが閉鎖となって、それならば動力を動かしてそこから引かなければならない。当然100万円以上の金が新たに必要になってくるわけであります。それだったら、それを何とか維持しなければならないということになったら、今だったら、例えば水利費を5,000円いただいていたなら、維持をするのには倍の1万円ぐらいを徴収せんと電気代が徴収できないと。だからお金がもし集まらなかったらその地区は水利として成り立たないわけであります。

ですから、私は行政として、こういった農業用水の施設に対して今現在も補助金を支給しておりますけども、農業を何とか維持していくために、行政としてもここで支援をすべきではないのかと思うわけであります。

しかし、先ほど私が言いましたように、現在白浜町が補助金を出している水利組合は19あると申しました。1つのところに出したらまたほかのところからも、うちのところも大変苦しいのだからもうちょっと上げてくれとかそんな話も出ますけども、私は一案として、今まで現状で各地域によって多分水利費も違いがあると思います。と思いますが、そういった形で長年ずっとやってきたのが状況によって4割も5割も上がるようなところについて、それの上があった分の全とは言いませぬけども、せめてその2割でも3割でもそういった補助率をふやすべきではないのかと。そうなったらほかの残りの18の水利組合の方に対しても、長年やってきたやつから極端に変化が生じたので行政としてというような説明をすれば、何とか理屈が立つのではないのかと、そういうように私は思っているんです。

こういうことについてはもう既に発生して、こちらの平地区では年内に多分水利組合の総会があります。今年度は今までの余剰資金で電気代をお支払いするそうです。それで、そうした農地の所有者の方に、その結果を出して、来年からは、今例えば5,000円の水利費を持っていただけども、現状はことしの電気代は百数十万円要ると。これを捻出するには水利費を上げざるを得ないわけです。それが1割、2割ぐらいだったらですけど、多分ある程度上げなあかんわけです。行政として19の水利組合がありますけども、ほかの水利組合さんに対して、極端にこうなったようなところには行政としてと、そういうような説明で、何とか理屈が立つのではないかと思うわけでありますけども、こうした点につきましてはどうですか。基本的な考え方で結構です。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ご質問にございましたような平区の、ほかのポンプを使ってそれが使えなくなったという理由というのは非常にまれな例でございますが、水利料などの負担につきましてはこの地区でも生産者が減少している中、受益者負担の観点から非常に悩ましい問題だとは感じてございます。

今回は主にポンプの電気代ということになるんですが、ポンプ自体が壊れてしまった場合、これは日置のほうの地区もそうになってございましたが、1,000万円の地元負担金が必要になってくると。その負担金も当然水利組合のほうで捻出していただきますから、そういった例と比較しまして、急に上がったというふうなことを理由にというふうな支援は難しいと思っております。

現在は、土地改良区と水利組合に対しては農業用配水の施設管理助成金として、特別な例を除いてはポンプなどの電気代の80%、上限30万円という基準で助成をしております。平区のほうにつきましても、毎年27万円前後のお金が出ているということでございます。それで、実際の補助金のほうは30万円そこそこということなんですけど、これが90万円、100万円程度負担していただいて30万円の残りの60万円を地元で負担しているような地区は幾つもございますので、やはりそういった面からも、もう少し平区のほうに対しては慎重に取り扱わなければならない状況と思っております。

ただ、受益者がやはりどの地区も毎年々々減少している中、個々の負担も増大している地区も多いということは認識しております。今後、1人当たりの面積に応じた負担額、こういったものを確認させていただき、必要であれば助成金制度の改善も視野に入れて対応しなければならない。具体的に言いますと、補助率を上げるなり30万円の上限を少し上げる、これを40万円に上げたら平区さんのほうもある程度助かるということになってまいりますから、そういったものも検討しながら進めていかなければならないというように考えてございます。それについては、電気代だけではなくにそういったポンプ改修費の負担とか、今回も非常にたくさんの被害が出てございますので、そういった部分でもやはり地元の負担金が出てきてということがございます。ですから、そういったものも視野に入れながら検討してまいりたいというように考えてございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

そういった形で検討していただければと思うわけでありましてけれども、今言った平地区の例を話しましたけど、今まで申しましたように、こういった地区が多分いっぱいこれから出てくると思う。減ってくるわけやから、維持ようせん。田んぼは持っているも今現在は貸していると。貸していても持っているから水利費を払わなあかんけどそれももうやめたいとなれば、減ってくる中で、しかしつくっている人もあるわけで、何とか維持しなければあかんけども維持ようせんようになってくるわけです。これが、申しましたように、5年後、10年後に、いろいろな白浜町の幾つもの水利組合が、もううちのところはこの状態だったら維持できないという時代が必ず私はやってくると思うので、今農林課長が答弁したように、それも現実に必ず起こるであろうということに対して、現実味のあるそういったシミュレーションをして、さまざまな仕組みも今から行政として考えていかなければ、たちまち進まなくなると思います。これを指摘したいと思います。

ですから、今言いましたように農地だけを守っても農業の維持はできないというそういったことが発生するわけでありまして。ですから、今後のことを考えて、今も申しあげましたように、今からそういった対応策を考えていかなければ、農村地域は今以上に衰退をしてしまうと、そのような形で衰退するということが当然予測されるわけでありまして。

それでは、農村地域が今以上に衰退しないようには、どんな対策があるのかどうか、今回の一般質問の今回の項目でありますけど、これには農村地域の人口対策も絡んでくるわけです。少子高齢化が進んでいくわけで、これもこういった対策が当然絡んでくるわけです。

選挙になれば、先ほども私が申しましたように、議員選挙、首長選挙を問わずに、今現在、日本全国どこでも、少子高齢化に歯どめをかけて何とか人口増となるような対策を考えなければならぬと、そういうような形で住民に訴えてきてるわけでありまして、私はいま一つ踏み込んで、少子高齢化の影響が一番大きいと考えられる、いま一つの課題であります農村地域の人口対策について、この対策というのは、先ほどから申しました農業政策と非常に絡んできます。密接してきます。それについての町当局の考え方を聞きたいと思います。

当然、町長も選挙の際には、少子高齢化に歯どめをかけて、そういった人口対策への取り組みを住民に訴えて2年前の選挙も戦ったと思います。それならば、少子高齢化を伴う人口対策は、当然農村地域の人口対策が含まれておると、そのように判断をするわけですが、これは聞くまでもないとは思いますが、確認のために聞きたいと思います。そうですね、町長。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

白浜町長としての少子高齢化に対する考えでございましてけれども、当然これは農村、地域を問わない考えということでございまして、温泉街も農村地域も含まれるということでございます。

○議 長

13番 溝口君(登壇)

○13 番

そのように今町長も言いました。

しからば、この農村地域の人口をふやすためにはどうすればいいのか。当然、人口をふやすためにはずっとそこに住んでもらわなければならないわけであります。住んでもらうということは、そこに住宅を建てるための土地が必要になってくるわけです。農村地域の旧白浜町で、農業振興地域とそれ以外の無指定に分かれていると思いますけども、今の旧白浜町で言いました無指定の地域は、町内で堅田と才野の半分ぐらいであるかと思うわけであります。旧日置川町でもそういった農業振興地域と無指定にそれぞれが指定されていると思います。

こういった中で、無指定の地域での農地は、農地の所有者の方がこれやったら宅地にしたいと、その形でありましたら農地転用の申請をして、そういうような形で許可されると思います。しかし、一方で、農業振興地域の網がかかっている地域では、農地を宅地にするためには、宅地にしたい農地の農業振興地域の除外申請をまず出さなければならないわけであります。そして、農地転用の許可申請という形で進んでいくわけでありますが、この農業振興地域では、農業振興地域からそういった除外申請を出して、地目を変更して宅地にしたいと、そういった申請が出せない地域も私はあると思うわけです。

これは確認のために聞きますが、それはどういう場合の農地であるのかどうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

除外に必要な要件といたしましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項にうたわれております。

それは、まず、その土地を農用地等以外の用途に供することが必要であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。

2、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

次に、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。

それから、農業用排水施設や農道等農用地等の保全または利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすことがないこと。

それから、最後が、土地基盤整備事業（圃場整備事業等）を完了後8年以上経過しているものであること。

というふうな条件がございます。

以上の5つの項目でございまして、これら5つの項目を全て満たさない土地が農用地区域からの除外が認められない農地ということになりますが、これら5つの項目を満たしましても、圃場整備事業を行った優良農地などの農地転用が認められない農地の除外申請については、農地転用許可の見込みがないことから、除外申請を受け付けておりません。ですから、例えば圃場整備をした土地であったら、8年以上経過してございまして、実施的には受け付けをいたしませんので、このような土地は申請することはできない農地ということになります。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

今答弁がありました。農業振興地域のそういった形の圃場整備事業をしたそういった農地を含んでいるところは、もうよう耕作もせんからどこか工務店さんに売って、あるいは宅地化して転売をしたいというようなことを思っても、することができないということでありませぬ。そういうような形でありましたら、そうした地域は旧白浜町、旧日置川町でもあると思うわけでありませぬ。そうした地区はどの地区であるかというのは聞くのはあれですけども、圃場整備事業をしている優良農地については、それは農地転用できないということでありませぬ。

しからば、今申し上げましたように、そういった優良農地になっている地域の農地は農地転用ができないということでありませぬから、そして、これらの地域では、人口増になるためのどんな政策が可能であるのかなど。先ほど言いましたように、人口をふやすとなれば、人に住んでもらわなければならない。住むためには住宅を建てる土地が必要になる。しかし、優良農地を抱えた地域の農村では、圃場整備をしたような地域では、それは宅地にすることはできない。人に住んでもらうための土地は提供することはできないと。それだったらそういった地域については、どんな人口をふやすべく政策が考えられるのかなど。

例を出しましたら、私が住んでる保呂地域も圃場整備事業をしております。ですから、自分の子どもが都会から戻ってきて、ちょっと畑のここ一角だけを埋め立てて家を建てたいという形は多分申請は通るといふように聞いておりますが、田んぼもようつくらんし、これだったらどこか工務店さんに売って、ここだったら区画だったら4区画か5区画ぐらいの住宅地ができると、そういうようになったら地域も人口がふえるからええかなと思っても、それは今の農林水産課長の答弁では法律上することができないということになる。それだったら、そうした優良農地を抱えている農村地域の人口をふやす政策は具体的にどんなことが考えられるのかなど。それだけでなくも少子高齢化で人口が減ってくるわけです。

しかし、議員も首長も同じように行政も、人口減に歯どめをかけなければならないと、歯どめをかけていくのやと、そういったあれは白浜町の全ての地域も入っているのだと、先ほど町長も言いましたけど、しかし、現状の法律の面から考えたら、農村地域での人口をふやしたくても人に住んでもらうためのそういった土地が提供できない。それだったらどんな政策があるのかということでありませぬけども、これは白浜町だけの問題ではありませんけども、こういう点について行政としてどういうふう把握されておったかどうか、まず聞きたいと思ひます。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

これは非常に難しい課題ではございませぬ。これはなかなか一朝一夕にはいかないということと、それから時間もかかると思ひます。

まず、圃場整備事業につきましては、町の長期的な展望のもと事業化を図りまして公費を費やし、生産性を高めるための事業でございませぬので、そこをまず宅地にすることで人口増につなげるというような考え方は、私は持っておりませぬ。そこでの人口増につながる施策ということになりましたら、当然農業の生産性を高め、そこに住む方々が暮らしやすくして、白浜町からの流出を防ぐことで、その地域の人口減業に歯どめをかけ、そして他の分野で従事する人口がふえることで、白浜町としての人口増につなげると、このように私は考え

ております。

今後さらに人口減少と高齢化が進む中で、移住定住対策によって人口減少に少しでも歯どめをかけるべく取り組む必要があります。そのためには、まず人を呼び込むことが重要であります。人口を維持するための具体的な施策としては、子育て世代にまずUターンやIターンをしていただく、それがしてもらえかがポイントだと思います。農業に従事する人たちが、移住者も含め、農業に魅力を感じるような地域づくりに取り組まなければなりません。雇用があって、一定の収入が確保でき、所得が安定すれば、若者の農業への参入もふえると思います。地産地消をこれまで以上に進めること。そしてまた、域内からの調達率を向上することで、農業従事者の経営が安定します。農業生産基盤の整備を進めることで、一定の収入、所得と雇用の確保を図ることができます。

まず、農業の六次産業化、これはよく言われることですがけれども、付加価値を高めるための取り組み、収益性の高い農業への転換、こういったものも視野に入れて取り組みたいと考えております。そのためにも、やはり白浜町の農業を考え、地域の課題を解決するための組織の育成が求められていると思います。町だけでなくJA、また農業委員会のお力添え、そしてまたそれ以外の方々、特に将来の農業を考える地域運営組織の立ち上げなどが私はこれから必要かと考えております。

農業従事者が中心となって、農業を取り巻く環境の整備、課題の解決に取り組むことが農業の持続的発展につながり、将来の急激な人口減少を少しでも回避できるものと考えております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

今町長が発せられた内容というのは、それは理想論であると思う。行政の首長としてはそういう言い方しかできないかなと。現実的に減ってきているのがもう目に見えて把握できてきているわけです。だから、先ほどから私も言いましたように、アンケート調査をすれば、もう5年後、10年後、多分こういうふうになるなど。

そこで、いろいろな新規の参入のそういった形の取り組みをして、何とか維持をと言っても、言葉では言えても現実的にはなかなかそうはいかないのはわかっていると。町長も今おっしゃいましたけども、それはある種の行政として、首長としての理想論であって、現実に対応していくには、今町長がおっしゃったのが実現することはなかなか、私は不可能である。100%とは申しませんが、多分それでは無理だと思う。

しかし、それだったら議員はどんな考え方があるのかと言われたらですけど、私もありません。これはどう考えてもないけども、しかし何とか維持をしていかなければならないわけでありまして。そこで、ちょっとでも政策があるかなというのを、双方でこれから構築していかなければ。

そして、またこういった実情も、アンケートをして、各地域の方にも区長会を通じて、こういうふうな形が予測されますと。持っている方のアンケートというたらこうですと。だから、それぞれの地域で若干の事情は違ってきますけども、こうなってきますよということは把握できるわけです。把握というか予測ができるわけです。だから、行政としても取り組まなければならないこともありますけども、地域としてもこういうふうな形が予測されるので、

地域の中でも一度考えていただきたいというような形を、申し入れを双方でして、話をし、お互いの共有の課題として、私は取り組んでいかなければならないかなと思うわけです。行政がと言うだけでなく、地域も、人口が減って今農地を持っている方もこういう形の予測が立っていると。だから地域としてもちょっと考えていただきたい。そういうような取り組みが必要になってくるのではないかなと思うわけです。

ですから、端的に申し上げましたら、今のそういった農地法の関係で、狭い白浜町の中でも、そういった人口対策を打ち出せる地域と打ち出せない地域があるわけです。人口をふやすとなったら人に住んでもらわなあかんわけでありますから、その土地が提供できる地域とできない地域が、この白浜町の中にもあるということなんです。それをいろいろなIターンやUターンとか言うても、それはある種のもっとその上の違うところの理想論で、法律の網がかかって、現実的にはそうなんです。それも行政も把握をしてもらわなければ、把握をしなければならないし、また、私の言ったように、地域も把握した上でやはり考えていかなければならないと思うわけであります。

そこで、私は可能性のことではありますが、1つ提案をしたいと思います。これから申すことは、農業を維持することと正反対の話になっていくんですけども、それは、今課長からもありましたけど、圃場整備をしたこの優良農地の所有者の方が、さまざまな事情があっても農地を処分しなければならないと。金銭的に要ると。しかし、今現在の農業の実情から考えて、今農地を持っている人でさえもう自分でようつくらんから誰かに頼むというような状況がほとんどであるわけです。それを農地で誰か買うてくれへんかと探しても、たまたまおるかもわからんけど確率はかなり低いです。農地として、私も今農地を持っていますけども、さらにまだ農地を買ってとか、それは親戚か誰かに頼み込まれたら仕方がないとなるけど、一般的には農地で持ってる人でさえ、今ようつくらんから誰かにお願いをしているわけです。これが5年、10年後だったら間違いなくもっとふえるわけです。そんな中で、農地を処分せなあかんし、農地で買ってくれる人を探すだけ探しても買ってくれる人がいない場合、そこがたまたま宅地だったら何とかええのちがうかとなっても、課長が言うたように今の法律の網ではあかんわけです。その中で可能性として考えられるのは、白浜町には土地開発公社があります。私が若干調べましたら、土地開発公社だったら優良農地のそういった圃場整備をした農地であっても、開発公社で購入をして住宅にかえられるということを聞きましたけど、それは可能なんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

土地開発公社が農業振興地域の優良農地を取得することは法律上可能かとのご質問をいただきました。

土地開発公社の設置根拠となる公有地の拡大の推進に関する法律の第17条第1項に、土地開発公社は、第10条第1項の目的、これは町の目的とかそういうことになるんですけど、これを達成するために次に掲げる土地の業務の全部または一部を行うものとするとうたわれており、その第2号に、住宅用地の造成事業その他土地の造成に係る公営企業に相当する事業で政令で定めるものを行うこととうたわれてございます。

したがって、土地開発公社が行う通常の人口増加対策事業のための農地の取得であれ

ば、法律上可能ということになります。ただし、ご質問の圃場整備をした優良農地、第1種農地、いわゆるそういうものでございますが、これは農地法第5条第2項にうたわれている許可することができない規定にある、良好な営農条件を備えている農地に該当します。

したがって、農地の転用取得ができませんので、土地開発公社につきましては、圃場整備による優良農地を取得することができないということになります。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

圃場整備をしていないところのそういった形の農地だったら可能ということですね。

わかりました。しからば、ここでひとつ私も以前県の本庁まで行って話をしたことがあるんですが、今言ったように、家のいろいろな事情でどうしても最後に自分のところの土地となりましたら農地しか残ってないと。それを処分しなければならぬと。しかし、言うたように、宅地じゃなくて農地の場合で、圃場整備というような農地で、探すだけ探して買ってくれる人がない場合、その方はどうなるのかと。だから、ここで若干聞いたように、もし土地開発公社がそういうのが可能であるのならば、当然ここは幾ら可能で取得することも、ちょっとそこは宅地として売っても、これは販売は難しいとかそれはあると思うんですけど、もしここだったら何とか売れるのちがうかというような地域があったら、私はやはり開発公社でもそういった形で取り組めるような地域というかそうした場所であるのだったら、私はそれも一つの政策ではないのかなと。これは進めるということは、そういった形で農業を維持することには正反対のことを私は言うてるんですけども、しかし、土地を持っている所有者からしたら、何とか処分をしなければいろいろな事情で困るけども、農地で買ってくれる人を探すだけ探してもない場合、どうしたらいいのかと。それだったら行政で買ってくれるのかとかいろいろなあるわけやけど、当然行政で買うわけにもいきませんけども、農地転用はできないならどうなるのかなというような、いろいろな違う面での問題も出てきうかと思うわけでありませう。

ですから、先ほどから言ったように、農村地域の人口の対策がなかったらますます廃れていく。しかし、それにはいろいろな法律の網で農地転用ができて人をふやす政策ができない。Iターン、Uターンでふやすというてもそこに住んでもらう土地がないのにどうするんですか。その地域で農業をするのにも、ほかの地域から来てくれる人もいます。しかし、農業というのは、その地域のその農地のところに住んで、農作物というのが当たり前の話です。それが住む土地が手にできないのにどうして維持していくのか。そういった現状、白浜町がええ悪いの問題ではありませんけども、法律の網がそうなってるのやから仕方ないといえは仕方ないんですけども、そうなったら5年、10年後に遊休農地であるとかいろいろな形の問題が、それぞれの地域で間違いなく発生をするということでありませう。

ですから、そういう問題も含めて、農業を何とか維持しなければならない。その中で、先ほどからの話で、行政としても幾つも課題があるということが発見できたと思ひます。把握できたと思ひます。私が先ほどから言ったように、一朝一夕にはいきませぬ。しかし、把握することはできるわけですから、それぞれの地域の方にもこういうふうな予測に必ずなつてきますよと。行政としても考えるけれども地域としても考えてほしいというような対策をしていかなければ、もうどうすることもできないと思ひます。法律の網はかかっているし、どうす

ることもできない。しかし、人は減ってくるのだから、その地域の農業はどのようなふう
に維持を、維持どころかどうなるのなという形になると思う。

その点を指摘しておきまして、行政だけでなく議員の我々も考えてやってまいりたいと
思いますので、その点を指摘して終わりたいと思います。

○議 長

以上をもって、溝口君の一般質問は終わりました。

休憩します。

(休憩 11 時 30 分 再開 13 時 00 分)

○議 長

再開します。

一般質問の前に、町長から発言の許可を求められておりますので、これを許可します。

番外 町長 井潤君 (登壇)

○番 外 (町 長)

発言の許可をいただきましてありがとうございます。

本日、午前中の溝口議員の一般質問、防災対策についての私の答弁の中で、一部誤解を招
くおそれがある不適切な発言がありましたので、訂正しおわび申し上げます。

○議 長

続いて、水上議会運営委員長から報告を願います。

10番 議会運営委員長 水上君 (登壇)

○10 番

休憩中の議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日、議案第101号から報告第12号、議案第111号が提出されましたが、配布にと
どめることになりました。

議案第101号から議案第110号の決算認定につきましては、申し合わせにより、決算
審査特別委員会を設置して審査を行いますので、よろしく願います。

議案第111号 工事請負契約の締結についての提案説明は、第5日以降に行うこととな
りました。

本日、議会終了後に議員懇談会を開催しますので、よろしく願います。

以上で報告を終わります。

○議 長

委員長報告が終わりました。

引き続き、一般質問を行います。

14番 長野君の一般質問を許可します。

長野君の質問は一問一答形式です。通告質問時間は30分です。

まず、1点目のJR白浜駅のバリアフリー化についての質問を許可します。

14番 長野君 (登壇)

○14 番

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をいたします。

まず初めに、質問事項1、JR白浜駅のバリアフリー化について質問をさせていただきます
ます。過去何回か質問をしておりますが、エレベーター設置についての今までの取り組み、今

後の取り組みについて、当局の答弁を求めます。

○議 長

長野君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま長野議員から J R 白浜駅のバリアフリー化につきまして質問をいただきました。

J R 白浜駅のバリアフリー化につきまして、昨年議員からご質問いただきました以降の経過につきましては、継続して J R 西日本及び県と適時協議を行ってまいりました。また、事業の具体性を持たせるため、昨年度において、白浜駅バリアフリー整備調査設計を行い、作業が完了したところであります。

調査設計においては、地質調査や測量調査を実施し、その調査結果をもとに、幾つかの配置案及び概算工事費をまとめた基本計画案を作成したところであり、本年5月の全員協議会でも報告させていただいたところであります。

今後の取り組みにつきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

今後の取り組みにつきましてお答えさせていただきます。

今後の取り組みにつきましては、白浜駅バリアフリー基本計画案をもとに、J R 西日本と協議を進めていくこととなります。現在、計画案につきましては、J R 西日本の担当者にも情報を提供しているところでありますが、正式な協議は実施できていないところであります。早期に協議を進めてまいりたいと考えています。ただ、J R 西日本との協議におきましては、配置案はもとより、事業費の負担等も出てきますので、ある程度の協議期間は必要になるものと考えています。

また、事業実施が決まったとしても、実施設計及び工事に約2年から3年かかると見込んでございまして、できるだけ早く協議を進め、事業着手いただけるよう取り組みを進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

14番 長野君（登壇）

○14 番

強い決意を持って協議を進めていただきたいと思います。

これで、J R 白浜駅のバリアフリー化についての質問を終わります。

○議 長

以上で、J R 白浜駅のバリアフリー化についての質問は終わりました。

次に、2点目の日置川流域のトイレ新設についての質問を許可します。

14番 長野君（登壇）

○14 番

次に質問事項2、日置川流域のトイレ新設についてお伺いいたします。

平成29年第3回定例会で質問をしておりますが、そのときの答弁は、有利な起債である

過疎対策事業債を活用できる。平成32年度までに久木地区の小山肆成顕彰公園を予定しているとのことであったが、新設事業の見通しについて、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 日置川事務所長 寺脇君

○番 外（日置川事務所長）

ただいま長野議員から日置川流域のトイレ新設について、ご質問をいただきました。

平成29年第3回定例会での長野議員からの一般質問でご答弁させていただきましたとおり、小山肆成顕彰公園につきましては、久木区様から駐車場と公衆トイレの整備をご要望いただいております。平成29年度に駐車場の整備を行ったところではございますが、公衆トイレ整備に係る予算措置はできていないのが現状です。小山肆成顕彰公園の所管は教育委員会となりますので、繰り返しになりますが、引き続き教育委員会と協議いたしまして、過疎地域自立促進計画の計画期間である平成32年度までに公衆トイレが整備できるよう検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

14番 長野君（登壇）

○14 番

平成32年度までに整備ができるよう検討することとありますが、来年5月には新しい年号に変わります。そのことも考慮していただければ幸いです。

これで、日置川流域のトイレ新設についての質問を終わります。

○議 長

以上で、日置川流域のトイレ新設についての質問は終わりました。

次に3点目の台風の被害等についての質問を許可します。

14番 長野君（登壇）

○14 番

次に、質問事項3、台風の被害等についてお伺いいたします。先ほど溝口議員からも質問がございましたが、台風20号により、北富田地域、日置川地域の流域に、豪雨により浸水被害が発生しております。原因究明は進んでいると思いますが、この地域の浸水被害はどのような原因によるものだったのでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

長野議員から台風20号の豪雨による浸水被害の原因についてのご質問をいただきました。

今回、8月23日から24日の台風20号では、議員ご指摘のとおり、大変激しい豪雨であったため、富田川流域及び日置川流域におきまして、家屋等への浸水被害が多数発生しております。

この要因としましては、両河川とも、上流域及び支川流域で、短時間に集中した大雨により、急激に河川水位が上昇し、富田川、日置川及びこれらの支川の一部で堤防を越水したことや、内水による氾濫が生じたことが考えられます。

まず、富田川流域の浸水被害につきましては、議員もご承知のとおり、富田川本流の堆積土砂により河床が上がっていることや、河道断面が小さくなり、流下能力が低下しているこ

とから、本流の水位上昇によって、瀬田川や庄川といった県管理の支川や、それら支川に流入している町管理の小泓川や主要排水路の流れにまで影響を与えることが大きな要因であると考えております。

次に、日置川流域の浸水被害につきましては、これもまた議員ご承知のとおり、殿山ダム上流域での大雨により流入量が増大し、最大毎秒3,000トン以上の放流量により河川の水位が上昇し、日置川及び支川の一部で堤防を越水したことや、内水による氾濫が生じたことが要因であると考えております。

○議 長

14番 長野君（登壇）

○14 番

浸水被害をなくすためには、対策を急ぐことが必要だと思います。

被害に遭った方からは、同じ災害に見舞われる不安があることから一刻も早い対策を望んでいます。どのような対策を考えているのか、町長にお伺いいたします。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

長野議員から浸水被害をなくすためにどのような対策を考えているのかというご質問がございました。

先ほどの溝口議員への答弁と重なる部分があると思いますが、議員もご承知のとおり、富田川、日置川とも二級河川として和歌山県が管理をしており、今回のような浸水被害がたびたび発生していることを受け、本格的な河川改修を行うために、まず昨年9月に二級河川日置川水系河川整備計画を、続いて本年6月に二級河川富田川水系河川整備計画を策定し、おおむね20年間で、これまでのような家屋浸水被害をなくすための河川整備を行うとされています。

町といたしましては、平成23年9月の紀伊半島大水害以降も、たびたび今回の台風20号のような大規模な浸水被害が発生しているため、県や関係機関に対して一刻も早い事業実施を強く要望してまいりたいと考えております。

また、これまでに、浸水被害を軽減する緊急対策として、田野井地区や庄川口右岸地区に排水ポンプを設置した経過もございますが、議員ご指摘のように、以前から同じような浸水被害に遭われている他の地域につきましても、例えば排水ポンプの設置や水門の改修など有効な対策を、河川管理者の県とも十分協議をしながら、早急に検討したいと考えております。

余談になりますが、今回は台風20号の後すぐに台風21号が来るといった状況から、地元の強い要望もありまして、緊急に県にお願いをして、北富田地域の瀬田川と庄川の河口付近において、支川からの流れをよくするための応急措置として富田川本流の堆積土砂の一部を移動していただきました。

今後も、県と連携を密にして対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、日置川流域につきましては、内水の量にもよりますが、殿山ダムからの放流量が1,500トンを超えますと低地での浸水が始まり、2,000トンで一部県道が冠水し、2,500トンを超えますと流域の至るところで浸水被害が発生します。

台風20号による殿山ダムからのピーク時の3,000トンを超す放流量につきましては、去る9月7日に関西電力田辺水力センターの所長を初め6名の職員が来庁され、その際の操作や状況等について説明を受けました。関西電力からは、操作規定どおりの運用を行ったとの説明でございましたが、今後も3,000トン放流の検証や操作方法の改善等について関西電力と継続して協議してまいりたい旨を申し入れし、了承を得たところでございます。

検証の過程で操作規定の見直し等をお願いする必要がある場合は、日置川の管理者である和歌山県とも協議していく必要があると考えております。日置川流域にお住いの皆様方が安心・安全に生活できるよう、町の防災対策に万全を期してまいりますとともに、和歌山県に対しましては、河川危険箇所早期改修、関西電力に対しましては、殿山ダムの適正な管理と運用を、これまで以上に強く要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

14番 長野君（登壇）

○14 番

殿山ダムの放流については、大変気象条件が変化してきております。今までも地元住民を交えた定期的な懇談会の開催をしていると思いますが、なお一層の懇談会の開催をしていただきたいと思っております。

また、大きな雨が降るたびに地域住民の皆さんは大変不安な気持ちで日々の生活を過ごしております。地域住民の不安を払拭するために、早急に対策をしていただきたい。

これで、台風の被害等についての質問を終わります。

○議 長

以上で、台風の被害等についての質問は終わりました。

次に、4点目の国土強靱化基本計画の策定についての質問を許可します。

14番 長野君（登壇）

○14 番

次に質問事項4、国土強靱化基本計画の策定についてお伺いいたします。

このことについても、過去に何度か質問をしています。我が町は、豊かな自然に恵まれた風光明媚な町で、春夏秋冬の四季、温泉、おいしい食べ物があります。豊かな自然は、地域の住民や来訪者等に多くの恵みをもたらし、地域の活力の源となっています。一方、この豊かな自然は、台風、大雨、大雪等の気象災害や地震、火山、津波等の地象災害の原因ともなり、地域、個人からそれまで培ってきた一切のものを一瞬にして奪ってしまうこともあります。人間の一生の長さとは地震、火山噴火等大災害の発生間隔には隔たりがあり、現在の地域や住民単位で見れば災害経験がないと、ややもすると災害に対する警戒心が欠如しやすい場合もあるのではないのでしょうか。しかし、気候変動により、局所的短期間豪雨災害等災害はますます頻発化、激甚化することや、南海トラフ巨大地震、首都直下地震等、巨大地震の発生が懸念されています。土砂災害、竜巻災害等市区町村内の一部の地域へ大きな被害を与える局所被害も毎年のように発生しています。こうした災害への対応は第一義的に市区町村に求められます。

また、社会活動が複雑化している中、他地域での災害による大きな影響を受けることも懸念されています。人口減少、少子高齢化を初め、地域を取り巻く社会経済も大きな変化をす

る中、災害が全国どこでも起こり得るとの認識のもと、安心・安全な地域づくりは地方公共団体に課せられた最も重要な課題の一つではないでしょうか。

そこで、お伺いいたします。

前回の答弁では、白浜町においてもできるだけ早い段階で着手できるよう取り組んでまいりたいと考えております。早急に取り組まなければならない重要計画であることは十分承知しておりますとの答弁でありましたが、今までの取り組み状況、今後の取り組みについて、町長にお伺いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま議員より、国土強靱化地域計画の策定についてのご質問をいただきました。

以前にもご質問をいただき、早急に取り組まなければならない重要計画であることは十分承知しており、取り組みを進めていきたいと答弁したところであります。

取り組み状況につきましては、以前の答弁と重複しますが、国土強靱化地域計画策定に伴う担当部局の決定、また、国のアクションプランや県下市町村の策定状況などの情報収集に努めてきたところでありますが、策定への着手にはまだ至っていないところであります。

全国的に見ても策定が進んできてはおりますが、本年8月時点の状況で、策定済みの地方公共団体が45都道府県、80市区町村、策定中の地方公共団体が2府県、55市区町村となっております。また、和歌山県下の状況につきましては、4市9町1村が策定済みであり、1町が策定中の状況であります。

今後の取り組みにつきましては、できるだけ早い段階で着手できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

議員もご承知のように、国土強靱化地域計画は、事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合かつ計画的に実施することを目的として策定するものであります。そのため、現在策定しています地域防災計画や津波避難計画との整合性や、現在県から策定を求められています復興計画と重複する面がありますので、十分精査した上で取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

14番 長野君（登壇）

○14 番

今、気象条件の変化により、さまざまな災害が発生しております。災害が全国どこでも起こり得るとの認識のもと、安全・安心な地域づくりは地方公共団体に課せられた最も重要な課題であると思います。国土強靱化とは、かけがえのない国民の生命と財産を守り、日本を強く、しなやかな国にすることです。そのために、防災・減災対策を万全にし、迅速な復旧・復興を行うのが国土強靱化であります。早急に実施に向けて取り組んでいただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議 長

以上で、長野君の一般質問は終わりました。

続いて、3番 南君の一般質問を許可します。

南君の質問は一問一答形式です。通告質問時間は60分です。

まず1点目の簡易水道と上水道の統合をの質問を許可します。

3番 南君（登壇）

○3 番

それでは、質問に入らせていただきます。

簡易水道と上水道の統合について質問いたします。

ことし7月1日付の全国紙に「簡易水道 遅れる統合」という記事が載っておりました。一部引用させていただきます。簡易水道は給水人口101人から5,000人の小規模水道、5,000人を超す上水道と制度上区別されています。全国400万人が飲み水の供給を受けております。ピークの1960年後半には1万4,000カ所、同じ市町村の上水道に統合する計画がおくれています。2007年度から10年間で約800カ所に減る見通しだったが、回答があった38都道府県だけでも2,000カ所を超えています。厚生労働省は簡易水道の再編を促進、07年度から16年度の10年間で統合する計画を提出した簡易水道に限り補助金を出す方針にした。その後、大震災の影響などを考慮し、19年度末まで3年間延長されている。最大の壁は料金だ。月10トンを使う家庭向け料金に比べ、高いのは長野県千曲市の樺平地区の6,535円、最も料金が低いのが鹿児島県の離島の三島村の300円と差は22倍に達している。料金体系を統一するに当たって値上がりする地域から反発が出ることも予想され、再編を難しくしている。水道料金日本一高い別荘地は千曲市樺平。231区画の別荘地ができ、当初は1,250人に使ってもらうための総延長7.7キロメートルの水道管と配水池12カ所などを備える簡易水道が引かれました。しかし、頓挫している。建築済みは今も18区画だけ、簡易水道を使うのも8軒に過ぎない。千曲市も昨年樺平を含む3つの簡易水道を市営の上水道に統合、しかし、樺平だけ市営の料金に合わせず据え置いている。定住者のいない別荘地の水道を住民の負担で支えることは理解を得られない。そして簡易水道がある自治体でつくる全国簡易水道協会によると、統合して料金を統一すると、料金が上がる地域から不満が出るため、なかなか統合が進まないという記事でございませう。

そこで、厚生労働省の簡易水道と上水道の優遇策のある統合推進策に、我が白浜町はなぜ手を挙げなかったのか、答弁を願いたいと思います。

○議 長

南君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま南議員より簡易水道と上水道との統合についてご質問をいただきました。

当町には、上水道のほかに9カ所の簡易水道がございませう。

簡易水道は主に山間部に点在しております。そのため、著しく高い資本費により給水原価が高額となり、料金収入にのみによって経営することが困難なため、不足額を一般会計からの繰入金により補填している状況です。

厚生労働省は、平成19年6月に、簡易水道の統合を促進する目的で、簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱及び国庫補助金取扱要領を一部改正し、簡易水道施設または飲料水供給施設に関する施設整備事業は国庫補助対象外としました。

ただし、他の水道事業と統合する簡易水道事業統合計画を策定し、平成21年度末までに厚生労働省の承認を得た場合、平成28年度末までの簡易水道等の施設整備事業に対して国庫補助を受けられることとされていましたが、当町においては、簡易水道の運営、経営面はもとより、安定給水の確保や維持管理水準の向上並びに効率化など多くの課題があることから、統合計画の策定を見送った経緯がございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明させていただきます。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

南議員から厚生労働省の簡易水道と上水道の統合推進策に町はなぜ手を挙げなかったのかとのご質問でございます。

簡易水道事業統合計画は、同一行政区域内の上水道事業、簡易水道事業、飲料水供給施設を合理的かつ計画的に推進することを目的とした計画で、この事業統合は、施設の接続を含むハード統合、施設を接続しないが経営を統合するソフト統合の双方が対象となっていました。

平成19年6月に統合を促進する目的で、簡易水道施設整備費国庫補助金交付要綱及び簡易水道施設整備費国庫補助金取扱要領が一部改正され、事業経営者が同一であって、会計が同一または一体的な管理が可能な既存の水道事業が存在する簡易水道施設または飲料水供給施設に関する事業は国庫補助の対象とされないことになりました。

ただし、簡易水道事業統合計画を策定し、平成21年度末までに厚生労働省の承認を受けた場合、平成28年度末までの簡易水道の整備に対して国庫補助を受けることができ、現在は特別な理由があれば、平成31年度末までに延長されています。

和歌山県では、14市町村が簡易水道事業統合計画を策定している状況です。

白浜町におきましても、簡易水道事業統合計画の策定について、平成20年に町幹部と協議を行いましたが、3点の理由により計画の策定を見送った経緯があります。

1点目の理由といたしましては、簡易水道事業は地方公営企業法の適用を受けておらず、水道料金収入だけで運営費用が不足することから、不足分については一般会計から繰り入れをして運営をしております。

一方、上水道事業については、地方公営企業法の適用を受けて、水道料金収入や消火栓設置費などの負担金及び水道加入金である口径別分担金などで、独立採算制により運営しております。

簡易水道事業では、施設建設費用は当該年度で工事費を支出し、その後、減価償却などは行っていないが、上水道事業については、施設建設費用は当該年度で工事費を支出し、その後は毎年度、耐用年数により計算した減価償却額について費用化をする必要があります。

平成30年4月に上水道と簡易水道を統合した、県内のある水道事業体では、簡易水道が19カ所ありますが、平成17年度から平成29年度で施設整備に約78億円をかけて整備しています。これは、1施設当たりの規模にもよりますが、平均しますと1施設当たり約4億1,000万円となっております。

その水道事業体は、配水量で比較すると旧上水道が約90%、旧簡易水道が約10%ですが、平成30年度の予算額では、全体の減価償却費が約7億5,000万円、旧上水道が

約4億3,000万円、旧簡易水道が約3億2,000万円と、旧簡易水道の減価償却費が全体の約43%となっており、水量と費用については比例しない状況となっております。

そのため、白浜町につきましても、上水道事業と簡易水道事業を統合すると、会計方式は企業会計となり、原則として、簡易水道事業に一般会計から繰り入れできなくなるとともに、簡易水道施設の減価償却費の増加により、上水道事業の経営を圧迫することが予想されました。

2点目の理由といたしましては、仮に簡易水道事業統合計画を策定し、国庫補助金を受けて施設整備を行ったとしても、全事業費が国庫補助金で賄うことができず、補助率は単位管延長で計算され、簡易水道ごとに異なり、3分の1または4分の1の補助金で、残りについては自己資金となり、平成28年度末までの数年間で多額の費用を投資して施設を整備することが難しい状態でありました。

3点目の理由といたしましては、各簡易水道の給水人口は計画給水人口よりも減少しており、国庫補助金を受けて施設整備を行う場合は、認可を受けている計画給水人口や計画給水量に合致した水道施設として整備しなければなりません。

そのため、実情とかけ離れた過大な水道施設としなければならず、事業費用も実際の給水人口や給水量の施設を整備する費用と比較すると割高となってくることや、その後のランニングコストも高くなることが予想されたことから、国庫補助を受けずに施設整備を行ったほうがよいとの結論に至りました。

以上、3点の理由により、厚生労働省の簡易水道事業と上水道事業の統合推進策である簡易水道事業統合計画の策定を行いませんでした。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

我が町は平成18年に合併いたしました。当時の水道料金は、旧日置川町の上水道料金、簡易水道料金と旧白浜町の上水道の料金は別々でございました。合併のときは別々の料金でいいという条件のもとでそういう料金でございます。

それで、そのまま継続していますので、同じ町内でも料金格差がございました。平成22年には旧日置川町も上水道料金を値下げし、旧白浜町の水道料金に合わせています。一方、簡易水道料金は値下げせず、そのまま据え置かれています。

9つある簡易水道の料金は別々でなく同じですが、この事業は主に人口の少ないところに点在している関係で、給水原価も高く、年間約2,000万円程度を一般会計より繰り入れているのは承知しております。簡易水道と上水道の統合がうまくいかない自治体は料金格差が大きいのでできなかったと聞いております。白浜町は余り料金格差がないのになぜ統合しないのか、改めてお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

簡易水道と上水道の料金格差が我が町では余りないのになぜ統合しないのかとの質問です。全国的に簡易水道事業と上水道事業の統合が進まない原因としては、統合する水道事業間の水道料金の格差が大きな原因であると考えられます。

白浜町の簡易水道と上水道の現在の料金の違いについては、量水器口径にもよりますが、2カ月間で73立方メートルまでは簡易水道料金のほうが高く、73立方メートルを超えると簡易水道のほうが安くなります。

議員がおっしゃるとおり、白浜町の簡易水道と上水道の水道料金は、これは全員協議会でも説明させていただいたんですけども、全国的にも安い水道料金となっており、料金格差も小さく、水道料金面については統合しやすい状態でございますが、先ほども説明させていただいたように、統合することにより、上水道の経営を圧迫することが予想されます。

8月の全員協議会でも説明させていただきましたが、現在水道料金改定に向けて取り組みを行っており、改定の際には、上水道と簡易水道の料金を統一したいと考えております。上水道事業と簡易水道事業の統合ですが、田野井簡易水道については上水道の日置川給水区と隣接しており、県への認可申請手続が必要となってきますが、上水道施設の水道管と簡易水道施設の水道管を接続する工事を行った後に統合したいと考えております。その他の簡易水道については、先ほども説明させていただいた理由により、上水道との統合については現在考えていない状況ですが、今後、国の新たな統合推進策が出てきた場合は、内容を精査しながら検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

上水道と簡易水道との統合をしないのにもかかわらず、第一段階として料金格差の是正について前向きな答えをいただいています。

この件について、これで質問を終わります。

○議 長

以上で、簡易水道と上水道の統合についての質問は終わりました。

次に、2点目の作成された「白良浜周辺等海洋活用計画」についての質問を許可します。

3番 南君（登壇）

○3 番

ことし6月議会中に、白良浜周辺等海洋活用計画という38ページにわたる計画案といえますか資料が議員に配られ、配られただけで議員に対して何の説明もしておりません。概算事業費案として18億円前後とされる大型事業でございます。計画書によりますと、白良浜の海水浴客は横ばい状態にあり、一方で全国的に海水浴客が減少傾向にあることから、今後は、現状のままでは大幅な増加も見込めない状況。そのため、白良浜に来られるお客様のニーズを的確に把握した上で、利便性や快適性の向上を図るために新たなアクティビティを創出することなど、白良浜の魅力を高めていくことが求められる。また、白良浜を核として白良浜から湯崎地域の漁業振興施設に至るまでの動線の整備と海域活用を推進することで、海水浴客だけに限らず、通年にわたり観光客を誘客し、地域全体に経済効果をもたらすことが求められるので、具体的な施策を指し示す計画を作成することを目的としているとあります。

そこで、質問いたします。

まず、本計画書の作成の経緯というか、この計画書は観光課の編集になっておりますが、

観光課だけで作成したのか、あるいはまた検討委員会とかコンサルに頼んでつくったものなのか、また、海岸管理者の県とも相談の上での計画なのか、お答え願いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま白良浜周辺等海洋活用計画策定に至った経緯等についてのご質問をいただきました。私自身、町長に就任以来、世界に誇れる観光リゾート白浜、オンリーワンの観光地の実現に向け、観光客の誘致に取り組み、そして、観光施策として、平成27年度に白浜温泉街活性化構想推進計画を策定しました。あらゆる観光の具体的施策35項目を設定、そのうち11項目を重点取り組み施策としたところであります。その重点施策の中に、白良浜（海水浴場）の施設整備、海洋レジャー活動の推進と海域利用ルール策定があります。この推進計画をもとに、個別のアクションプランとしまして、平成29年度に、白良浜周辺等海洋活用計画を策定したものであります。

この活用計画を策定するに当たりましては、白良浜周辺等海洋活用計画検討委員会を立ち上げ、白浜町商工会、白浜温泉旅館協同組合、白浜観光協会、和歌山南漁業協同組合、白浜連合町内会、町でメンバーを構成、コンサルに委託をし、経済3団体の役員や会員等からも白良浜周辺の活用方法などのヒアングを実施しました。意見としまして、白良浜の有効活用を望む声が多く、それらを鑑み、今回、白良浜周辺等海洋活用計画を策定しました。白良浜内の施設整備、アクティビティの強化、浜から周辺の商店や湯崎までの観光客の動線づくりなどをすることで、さらなる観光客の誘致に取り組みたいと考えています。ただ、白良浜内は都市公園条例もありますので、ある程度の規制をかけながらも、地域の団体が有益に使えるように考えていければと考えております。

策定に当たっては県への相談はできていなかったのですが、今後、これを実行に移すためには、優先順位をつけながらではございますけれども、海岸管理者の県との連携は必要でございますので、相談を密に協議をしてまいりたいと考えております。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

今のお答えでしたら検討委員会のメンバーは、町の建設、観光、農林の職員の方、観光協会、商工会、旅館組合、漁協、白浜地域の町内会ということだったんですけど、これは検討委員会の方は公募はしたんですか、しなかったんですか。

それともう1点、この委員会に決定権があつて資料をまとめたのか、あるいはまた、計画書の編集に当たって検討委員会とコンサルとの関係はどういう関係だったのか、お答え願いたいと思います。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま南議員よりご質問をいただきました。

まず、検討委員会の立ち上げについては、町長のほうからも答弁させていただいたとおりの団体の方々が入っております。団体を決めて、その中から委員を出していただきたいとい

うことでありましたので、特に公募という形では行っていないところであります。そして、コンサルへの委託につきましても、プロポーザルでホームページ上に公募要領を載せて、そして手を挙げていただいたコンサルと面接、そして企画提案等を聞きながら業者の決定を行ったところであります。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

ちょっと関連ですけれども、編集するに当たって、今も質問したんですけども、検討委員会とコンサルタンの連携というかそれはどういうふうな連携をとっておりますか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

もちろん決定した委託業者のコンサルには、こちらのほうにも何度も出向いていただきまして、検討委員会の中に入れていただき、そして検討委員のメンバーと密に連携、協議をしながら、今回の活用計画のほうは決めたところです。町の職員というのも、立場的には建設、農林水産、観光という形で、この活用計画に関することがある部局に入れていただきまして、行政のほうからも意見を出しながら、検討委員会、そしてコンサルと協議をしながらこの活用計画を決定したところです。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

この総事業費は、あくまでも予測なんですけど大体18億円前後の予定と聞いておりますけども、その上でどのぐらいの維持費がかかるのかとか、借金をどのように返済するとか、また、この事業に対して反対意見というのかそういうのもあったのか。あるいはまたマイナス要因があるとかそういう検討も、検討調査というんですか、そういうのもしてるんですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

委員会の中からは、いろんな意見が出たところであります。ただ、委員の皆様の方にも観光関係の方々が多いこと、そして、白良浜のより一層の観光客誘致の活用を求められておりますので、いろいろな冊子の中にも出ている金額については、コンサルのほうのはじき出した金額でありますので、委員さんが目を通したときにはかなり多額の金額だというような感想もあったとは思いますが、この計画自身について決定までの協議の中ではいろいろな意見が出たところでありますが、皆様同意というか同じ考えのもと、この活動計画に至ったところです。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

続いて、いわゆる白良浜の海岸の所有者というんですか地主は国です。国の土地というか所有物件を県が管理して、その県が管理しているのをあわせて町が占有しているというか管

理していると思うんですけども、その管理者である県に対して何の相談もせずに、国にしても県にしてもやっぱりまずそこに了解をとった上で、極端な話、他人さんの土地に計画をぼんぼん立てていくというのちょっと私は腑に落ちないんですけども、なぜ管理者の県に相談しなかったのか。そして、当然この事業に当たって国や県に補助金の申請をすると思うんですけど、そこまで進んでるんですか。その点、お聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

議員よりご質問をいただきました。

確かにこの計画に至るまでに、県の担当課の方と協議、相談ということができていないというのが、今思えば反省材料かなと思っております。

ただ、あくまでも計画のところまでですので、計画までの検討委員会に県の担当の方に入っていただくことによって、今後、補助金のお願いだったりいろいろな部分で協議のほうもしにくくなるということもあり得ましたので、今回は県の担当の方に入っていただくという委員会の構成にはならなかったところです。

そして、現状は、計画を策定しているところでありますので、この計画の中身というか事業が具体化していくことになれば、国、県に対象となる補助金があれば積極的に活用していきたいと考えています。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

この計画書によりますと、夏以外にもカフェ機能、名物飲食、お土産提供というんですか物品販売、いろいろな計画がされていますが、競合すると思われる浜通りや湯崎の商店の何人かの方に聞いてみたんですが、そのような計画は余り知らされていないと思います。商店街の人や、夏のシーズンにだけ店を出したり個人の土地に海の家のようなものを出している方々にそういう話をしたことがあるのか、答弁願いたいと思います。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

計画の策定にあたり、検討委員会のメンバーの経済団体、白浜連合町内会長からもご意見をいただきました。今回の計画の趣旨を説明し、浜通り商店会長ら地元の事業者の方々からもご意見をいただき、それらを反映したところです。意見として、海沿い遊歩道の開発、浜と商店街の地域連携、商店ではなくコンビニ利用が多い、海水浴以外のアクティビティが必要などがあり、白良浜周辺は誘客できる施策を望んでいる状況でありました。

議員がご指摘のとおり、個々の商店を一つずつ当たるといことはできませんでしたが、周辺の商店会長のほうにもこの趣旨を説明した上でのヒアリングを行ったところですので、確かに細かいところまで知らないと言われたらつらいんですが、行政として、またこの検討委員会としてはきちんとした順番というか、順序を間違えず策定に当たったところです。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

周辺エリアで回遊させるということで、海水浴シーズン以外の再訪も期待して、白良浜の一番湯崎寄りの浜の遊歩道から元N T T保養所の海側より漁業振興施設までの海側の遊歩道も計画されていますが、テトラポッドの撤去予定というか、少しこの点について説明願いたいと思います。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

遊歩道のご質問をいただきました。

観光関係の方々がおのおの観光誘致のために努力されている中、行政として観光のハード面の整備は長らく進んでいないというのが現状です。白良浜から湯崎方面の遊歩道の整備ができれば、観光のためのハード整備になると考えます。あくまでも現状は計画ではありますが、今後事業を進めるために、国、県、地元等の関係者たちとの協議が必要であり、本格的に整備となれば、現状の護岸の外側に遊歩道の設置となりますので、テトラポッドを撤去した取り組みになると考えているところです。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

元N T Tの保養所があったんですが、今は民間の方が所有されておりますが、その護岸は民間所有と聞いております。民間所有の護岸を利用するというんですが、民間の護岸はこの元N T Tのところだけだと思うんですけども、それは大丈夫なのかというのと、テトラポッドを本当に撤去して大丈夫なのか。特にあそこは外洋というんですか、面していますので、テトラポッドを撤去して遊歩道をつけるということに関して心配があるんですけど、その点はどうでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

議員ご指摘のとおり、今は民間の宿泊施設であります。以前は電電公社の保養所であり、その一部が民間護岸となっているということは、私も認識しているところです。昭和26年にその当時の国関係の電電公社が公有水面を埋め立てて保養所を建てたといういきさつがあります。埋め立てて保養所を建てたということで、その埋め立てたところの新しい番地はその当時は電電公社の所有地となっています。その一部が、議員ご指摘のとおり民有護岸という扱いになると思います。

確かにその民有護岸、民間護岸を利用してこの遊歩道をつくるとなれば、もちろん今の所有者の方々にもお話ししなければならないと思いますが、現状で考えているのは、その民間護岸の外側にあるテトラポッド、これは海岸保全地域になっておりますので、その民間護岸には含まれませんので、そこを利用しての遊歩道という計画を考えているところです。もちろんご心配されているようにテトラポッドが大丈夫か、安全性も含めて、今後、この計画が整備推進できるようになれば、その辺の協議もきちんと国、県ともしなければならないと思

いますので、あくまでも現状では危険性があるなしというよりも、こういう遊歩道ができれば観光のためになるかなという計画でありますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

続いてお伺いいたします。

T型突堤から湯崎漁業振興施設までの海上輸送について計画されておりますが、誰が船の開発費を出し、所有し、運航するのか。また、船も有料か無料か、あるいはまた冬場はやっぱり波が荒いので無理だと思うんですけど、運航期間はどのぐらいの期間を予定しておりますか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

先ほどからの答弁の繰り返しになるかも知れませんが、現状は計画段階ということですので、誰が運航するのか、また、無料か有料か、運航期間などについてはまだ議論になっていないのが現状です。

新規航路としての認定許可なども必要になりますが、実現できれば、T型突堤と湯崎漁港を結び、お客様に喜んでいただけるマリンアクティビティになるものと考えます。これは本当に現実的な整備推進となれば、いろいろな方々との協議、そして国や県との認可等必要になってくると思いますので、その辺も今後は慎重に取り組みのほうを進めていきたいと思っています。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

その件に関して、まだ計画段階なのできちっと決まっていなくてもいいかもしれませんが、遊歩道からT型突堤まで今の状況で歩いていくのには差し支えがあると思うんですけども、T型突堤へ向けて歩道というんですか遊歩道をもう一度つけるのか、そしてその船の発着に当たって浮棧橋も必要になってくると思うんですけども、その点どうか。

それともう1点、ボート開発費約2,000万円という予算が、あくまでも計画ですけども、開発費というのはどういう意味なんですか。お聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

確かに計画では、T型突堤の湯崎側のところから湯崎漁港へ向いてが水上タクシーというか船の運航コースになっていきますので、その発着場に行くまではT型突堤の馬の背とか背中を歩いていかなければならないと思います。そこは確かにすき間があいていたり、県のほうともいろいろ石詰めなどをして歩けるようにはしてるんですけど、危険な状況ということもわかっておりますので、もしこの計画が進むとなれば、T型突堤のあたりもきちんとした整備は必要かなと考えております。そして、発着場についても、議員ご指摘のとおり、浮棧橋のほうの設置も必要になろうかと思っています。

そして、この冊子に載っているボート開発費が約2,500万円ということで載っておりますが、どういうボートで運航するかということでも、お客様に喜んでいただけるものではなくてはならないと思っておりますので、今回の計画にはどういうボートにするかということでの開発費として計上させていただいておりますが、地元でも海底観光さんのようにお客様を船に乗せて運航してご商売にされている方々もおられますし、また、瀬戸の漁師さんにも漁船クルージング等々もやっただけではないような、地元でもそういう運航をできる方がおられますので、もしこの計画が進んでいけば、町内のそういう現行で使えるような船ということも視野に入ってくようなかと思っております。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

言葉なんですけど、ボートの開発費というのはあくまでも設計段階というか、それこそ一から全部やるという開発じゃなしに、まだどういう状態になるかわからないという、そういう押さえでよろしいですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

議員ご指摘のとおりです。今のところは繰り返しになりますが、お客様が乗って喜んでいただけるようなボート、船ということを考えていきたいと思っております。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

計画に当たって、海の家管理組合の設立、事業者の誘致、地元の業者も出店しやすいボックス型店舗スペースとありますが、観光協会や観光局も営利事業ができると思うんですが、その関連性はどうでしょうか。お聞かせ願いたいと思っております。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

白良浜という白浜の観光のメインで誰もが注目している場所ではありますが、誰彼なしに使用できるようにすることということは、現状では考えていません。議員がおっしゃった南紀白浜観光局、白浜観光協会、また白浜町商工会、白浜温泉旅館協同組合、和歌山南漁業協同組合、紀南農業協同組合など、立場的に公的に近い団体が中心となって店舗を出せるように考えています。そうすることにより、利益を上げていただければ、地域への還元もしていただけたと思います。また、町も使用料をいただくことで、それらを観光事業や浜の清掃費に充てることができます。現状は計画ですので、今後、いろいろな課題を協議し、具体化できるように取り組みを進めたいと思っております。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

そしたら仮定の話なんですけど、この事業がうまくいって商売が大当たりとかそういうふう

なった場合、現在計画しているのが大体浜の中央付近だと思うんですけど、それがうまくいけば、三楽荘の下というんですか湯崎方面のいわゆる官有地になるかあるいはまた白良荘寄りのたこ公園になるか、あの付近までうまくいけば出店するという可能性はあるわけですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番外（観光課長）

議員もご承知のとおり、現状、護岸では白浜観光協会が売店を運営しています。現状は浜内での販売行為はその1カ所でありますので、それが本当に1店舗で間に合っているか間に合っていないかということを考えれば、たくさんの海水浴客が来る夏においては、もう少し充実させるほうがいいのではとっております。

一昨年、町長に同行して鎌倉の由比ガ浜というビーチを視察させていただきました。その由比ガ浜ビーチには20店舗を超えるお店が並んでいましたが、そういうことは白良浜では護岸も短いと考えていません。ただ何軒かを浜内で販売ブースとして置くことによって、お客様の要望にも応えることができるのではないかと思います。

もちろん護岸も占有を受けているのは町ですが、管理者は県でありますので、護岸に全て10店舗も20店舗も店を並べるということでは、県のほうも了解ということにはならないと思いますので、もし計画が決まれば、数店舗でまずは販売ブースというようなことで行っていきたいと思っています。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3番

議会に当局側から契約行為等実績報告一覧表というのをいただいています。平成30年6月1日から8月31日までの契約等の実績報告なんですけど、その中に、白良浜周辺等海洋活用計画に係る実証実験として996万円で電通大阪と契約したと、そういう報告をされていますが、この実証実験とはどういう意味なんでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番外（観光課長）

ただいま議員より夏の白良浜で行った実証実験についてご質問をいただきました。

ここ数年来白良浜の海水浴客の減少、また浜の中央部の波が高いとの印象もあり、白良湯側や湯崎側から入ってくるお客様は、浜の中央まで来ずに白良荘グランドホテル側、T型突堤付近で遊泳するお客さんが多くなったこと、護岸にある観光協会の売店が目立っていないことなど、浜内の海水浴客の動線が変わってきていると分析しています。このような課題を調査するために、今回、白良浜で8月23日から1週間、観光協会の売店をお借りし、観光客に対しまして食べ物などを提供し、観光パンフ、周辺の飲食マップなどを設置、また、白浜に何を求めているか、白良浜に何を求めているかなどのヒアリングなどの実証実験を行ったところです。ただ、台風20号の影響もあり、準備等が整わず、実験日数が少なくなりましたが、ある程度の調査はできたと考えております。現在、調査をもとにデータ分析を行っています。これらの調査結果を今後の白良浜周辺等海洋活用計画にいかしていければと考えています。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

最後の質問になろうかと思えます。民業圧迫とも考えられる町民の声に対して、町当局はどのように考えているのか聞かせていただきます。

民間というか町内の漁業組合が産直の漁業振興施設をつくり、営業しているのに、町が後から漁業振興施設をつくったり、また、町のこの施設も喫茶、和食、洋食の店、バーベキュー、魚の卸しや小売やダイビングの6部門の営業なんですけれども、いずれも近くで競合する民間の店がございます。椿はなの湯も近くの旅館が日帰り入浴を行っております。今回の白良浜の計画も海の家に近い形でフードコートや物品販売も計画されています。いずれも町内の民間の方々が苦勞して努力して営業しています。町の計画の施設と競合するように思われます。町内の民間の商売している方は、こうも言うておられます。私たちは何も町から補助金をもらいたいとか優遇してほしいとか、そういう要望は一切しておりません。せめて我々の商売と町の施設とで競合したくない。圧迫しないでほしいという声も聞かれております。町が民業を圧迫しているという声に対して、当局側はどのようにお考えでしょうか。聞かせていただきたいと思えます。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

議員のほうから民業圧迫につながるのではないかという質問をいただきました。

議員がご心配されるように、浜内に販売ブースを設置することで、地元周辺の店舗の経営を圧迫させるだけのものとなつてはならないと考えています。ただ、観光関係の方々等から白良浜の活用を聞けば、いろいろなアクティビティのご要望があるのも事実です。

減少したとはいえ、ことしも白良浜には45万人を超える海水浴客が来られています。周辺の店舗も夏シーズンのメインのお客様は海水浴客であります。

今後、白良浜にお客様が求めるようなアクティビティの整備ができなければ、もっと白良浜の利用者が減少し、それが周辺商店の経営にも影響を及ぼす可能性があると考えます。町としましては、さらなる観光客の誘致を進めるために、白良浜内に経済団体などが販売できるブースを設置し、そして、周辺のお店に、白良浜に来られるお客様を誘導できるような共存共栄の取り組みを行いたいと考えます。

一部競合ということになろうかと思えますが、現状でも白良浜での販売行為を、ハードルというかその辺の都市公園条例で決まっているから販売がしにくいとか、もう少し使いやすいような浜にしてほしいという要望も過去からありますので、そういうことを含めまして、今回このような計画を策定させていただきました。

もちろん議員がご指摘するような商店の邪魔をしたり、民業圧迫を行政が考えるということは、おかしいことでもありますので、その辺は慎重に取り組みを進め、浜通り周辺の商店街、そして、もし浜内にお店を出していただけるような、経済団体たちが融合でき、利益を生めるような計画に持っていきたいと思っておりますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

質問の途中で声が出なくなって、そうでなくても聞きづらかったと思います。お詫びいたしまして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 長

以上で、南君の一般質問は終わりました。

休憩します。

（休憩 14 時 12 分 再開 14 時 15 分）

○議長 長

再開します。

2番 楠本君の一般質問を許可します。

楠本君の質問は一问一答形式です。通告質問時間は60分です。

富田川堆積土砂の進捗状況と今後の計画見通しについての質問を許可します。

2番 楠本君（登壇）

○2 番

この問題については、きょうの溝口議員、さらには長野議員から話がありましたけれども、私もできるだけ重複は避けて質問をさせていただきたいと思います。やはりこの問題については、若干議長のお許しをいただきまして要求しておきたいと思います。

台風20号、21号の警戒態勢については、職員、消防団を初め関係者の皆様に対し、昼夜を問わず住民の安心・安全に貢献されたことに、まず心より感謝申し上げたいと思います。

また、台風20号、21号の近畿圏管内はもとより、北海道西南部の地震を初めとする災害は、農林産業を初め各流通分野、住民の生活スタイルを初め、経済活動にも大きな影響を及ぼしているところであります。最近の異常気象による線状降水帯とか短時間異常降雨等、それぞれにおいて追い打ちをかけるように台風の大型化が心配されるところであります。「災害は忘れたころにやってくる」と、物理学者の寺田寅彦さんの名言を肝に銘じておきたいと思います。日置川の60年の災害のときにもお話がございました。また、台風20号、21号、北海道西南部の地震被害を受けられた方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

今回の質問は、県に関する事業であります。私も富田川治水組合の一員であります。白浜町としてどのような要望をされているのかという率直なご要望がありましたので、あえて質問をいたします。

それでは、1番目の庄川口の排水に係る問題であります。23年9月に床下12件、床上9件、今回の台風21号では床下9件、床上19件となっており、最勝寺の川向かいには可動ポンプを設置して大きな被害は少なくなりましたが、最勝寺下側の住宅はほぼ全戸床上浸水となりました。私も現地視察しましたが、県の事業とかそんなことを言わんと、何とかしてほしいと、こういう強い要望がございました。この間の視察でも、大井堰の被害状況を農林水産課から受けたところですが、あそこには富田川平野を守る地深井堰と大井堰がございました。この問題で、溝口議員も言うておりましたけど、オオウナギの問題が非常にネックになっております。そういうことも監督官庁にも詰めていただきたいと思っております。

このような問題がある以上、富田川の本流の水が強くなった場合、根本的な方策として県

はどのように考えていくのか。また、しらさぎ橋の堆積土砂をとったと初めの議員の質問にも当局は答えておりますけれども、この問題について、やはり根本的に県は20年の河床の計画を立てているということですのでけれども、これについてまず1点、根本的な問題を解決するのは、やはり町は、県の事業や町の事業、そんなの関係ないんです。被害に遭った方々は痛切に私たちに訴えてまいりました。この点について、まず当局の答弁を求めたいと思います。

○議 長

楠本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま楠本議員より、富田川堆積土砂の進捗状況と今後の計画見通しについてご質問をいただきました。富田川の本流の水流が強くなった場合の根本的な方策はないのかということでございます。

平成23年の台風12号による紀伊半島大水害での災害を受けまして、少しでも被害の軽減を図るためには、やはり富田川の堆積土砂の撤去が最も重要な課題であり、河川管理者である和歌山県にも幾度となく要望してまいりました。その結果、本年6月に二級河川富田川水系河川整備計画が策定され、本年度から事業着手をしていただけることとなりました。

計画によりますと、今後おおむね20年で事業が実施され、平成23年の紀伊半島大水害時の洪水量に対応できる断面を確保するとされております。

今後、この事業によつての整備効果を実感できますよう、県と連携を強め、取り組んでいくと同時に、議員ご指摘のように、先般の台風20号での浸水被害が起こった状況の中で、異常気象による災害の発生も多くなることが予想されるため、整備計画の前倒しや本計画が実施されるまでの応急対応、樋門等による施設整備の充実を図っていただくよう強く要望してまいりたいと考えています。

なお、地域における今後の取り組みにつきましては担当課長から答弁させます。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

楠本議員より庄川地区における排水対策についてご質問いただきました。

議員もご承知のとおり、庄川口右岸地区の排水対策につきましては、平成27年度に水中ポンプ及び発動発電機各3基を購入し、大雨の際には消防団や住民の皆様にも水門の開閉等のご協力をいただきながら、町で機材の設置、運転を行い、庄川への排水路そのものの水位上昇の軽減を図っているところです。

議員ご指摘の庄川口左岸地区の排水系統につきましては、国道42号を暗渠管2本が横断し、富田川に放流する形となっております。1本の暗渠管には前後の水圧により開閉するフラップゲートが設置されておりますが、一方の暗渠管につきましては、フラップゲート等の逆流防止装置は現在のところ未設置となっております。

今回の台風20号の豪雨により、富田川の水位が上昇することによって当該地域への排水が逆流したことが、被害原因の一つと考えるところでございます。

今後の抜本的な対策といたしましては、やはり、富田川水系河川整備計画による堆積土砂

の撤去を県にお願いするとともに、道路管理者である国や河川管理者である県に、富田川からの逆流防止の対策を強く要望した上で、町といたしましても、水位上昇により本流からの逆流を締め切った場合の内水を処理するための対策が必要であると考えております。

なお、富田川水系河川整備計画の策定に当たりましては、天然記念物の関係官庁である文化庁との協議は整っているとお聞きしているところです。

○議 長

2番 楠本君（登壇）

○2 番

1点目について、庄川の最勝寺側の下の国道の暗渠の部分ですけども、1つは機能しているということですけど、1つは機能不全であるというふうな答弁がございました。

その中で、やはり国道管理者の国道事務所の方とも十分詰めてもらって、そこを早急にやってもらわんと、また、線状降水帯とか異常降雨のときに、3回目ということになったらもうかなりこの間も大分怒られたんですけど、議員は何してるんと言われたんですけども、水害に遭うたら感情的になるんですね。片方は可動ポンプがあったし、わしのところはなかったと。今話を聞いたらそういうことが原因ではありませんけれども、国道の排管が悪いということが一つありますから、早急にひとつお願いしたいと思います。

それはもう結構です。

2つ目の同じ質問になるわけなんですけれども、内ノ川の床下・床上浸水も前回も床下が28、床上が67だった。今回は床下が27件で床上が4件で、瀬田川、小泓川の整備が急務であると思います。

瀬田川の排水口の堆積土砂が小泓川の下流域、いわゆる丸双さんと鮎の養殖場に被害が多かったということを知っております。元町職員も2件ほどかなり浸かったということを知っております。私も一部堆積土砂を見てきたんですけども、住民の方々から、やはり適宜小泓川の浚渫もやってほしい。これは町が責任を持ってやらなければならない問題だと思いません。

それから、郵便橋の下流の事業着手は計画ではいつごろになるのかという、ここも問題でございまして。瀬田川の河口を見てみますと、排水路がかなり細くなっております。それでも取ってくれたというんですけども、やはりあそこは瀬田川、小泓川から来る水流は、庄川の谷は深いですけども、かなり住宅事情が変わっておりますし、内ノ川、小泓川の瀬田川の分についても、やはりあそこもかなり早いこともう一遍やってもらわんなんと思いません。

それから、避難場所について、車のない人とか高齢者の人は保呂まで行くのに非常に時間がかかる。北富田小学校に避難場所を変えてもらいたいという住民要望であります。しかしながら、北富田小学校は1階が浸水したという話も聞いております。林翁寺へ逃げたという方もございます。また、ふれあい会館にも逃げたという方もありますけれども、当局は一考をお願いしたいというふうに思います。この問題については、職員が全て配置できないという問題もあります。しかしながら、やはり随時区の要望に応じていくのも、災害に強いまちづくりのためにいいのではないかと思います。この点について、答弁を求めます。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

内ノ川地区に及ぼした浸水被害の要因の一つといたしましては、やはり庄川地区と同様に富田川の堆積土砂の影響により、支流の瀬田川及び小泓川の水位の上昇が起因していると考えております。

去る9月4日の台風21号接近の際には、応急的ではありますが、瀬田川河口付近の堆積土砂の除去作業を県にお願いし、被害軽減の措置を講じていただいたところでございます。

今後も、富田川水系河川整備計画に基づく本格的な河道掘削等の実施までは、応急的な対応になるかと思いますが、引き続き今回のような対策を講じていただきますよう、県に要望をしていきたいと考えております。

また、町管理河川であります小泓川は、水流を阻害するほどの土砂の堆積は確認しておりませんが、今後も状況を注視しながら必要に応じて河道掘削等の作業を行ってまいります。

次に、郵便橋下流の整備時期につきましては、現在、県で整備計画に伴う施工範囲の測量作業を近く発注する予定であると聞いております。その成果に基づき、今後設計業務を行い、事業量を確定し、計画年度等を設定すると思われまますので、時期が決定した段階で県から説明いただき、ご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

避難所についてご質問をいただいております。避難所におきましては、白浜町が指定します避難所というのは151施設あります。全ての施設に町の職員が待機するというのは職員数の数から考えても非常に困難なところが現状でございます。151施設のうちに町が開設いたします避難所は、職員がつく避難所ですが、21施設となつてございまして、内ノ川地区の方は清掃センターとなるところです。車に乗られない方は確かに遠い施設ではございません。職員がつかない避難場所としましては、内ノ川地区におきましては、議員ご指摘のございました林翁寺、北富田小学校、内ノ川ふれあい会館ということで指定はしてございます。しかし、職員は配置しないということが1つございます。

他の地域でも町が開設しない避難場所を区の方であつたり自主防の組織の方で開設いただいている施設というのは現状でございます。職員はつきませんが地元で開設していただいている状況でございまして、清掃センターまで避難が困難な方につきましては、北富田小学校を避難所として開設できるか、こうしたことについては地元区や管理者と協議させていただきたいと思うところなんです。先ほど議員からご指摘のありました林翁寺でありましたり、ふれあい会館の管理者というのは、基本的にはお寺と地元ということで、管理者が近くにいらっしゃるというのが条件になってきてございまして、北富田小学校につきましては、通常小学校が開設されてございましたら管理者はいるんですが、例えば夜とか夏休みとか土曜、日曜になりますと、校長先生や教頭先生がいらっしゃる状況の中で、施設が閉ざされているとか閉まっている状況がございまして、そうした部分がまず可能なかどうかというのは協議する必要がございまして、先ほどございました、教室への避難というのは、協議はしてございませんが、現在は学校施設で開放は、教室への避難者の受け入れは現在でもしてございせん。体育館のほうで受け入れてございまして、どちらのほうに避難が可能なのか、また、施設の開所が可能なのかというのは検討する必要がありますが、小学校を常に避

難所として開設するのは非常に困難であると。地元の管理上といたしますか、管理者は常にいる状況の中での開設であればできるのかとは思いますが、管理者がいない状況の中での開設というのは非常に難しいとは考えているところでございます。

○議 長

2番 楠本君（登壇）

○2 番

北富田小学校は体育館と倉庫も浸かったみたいですね。それで、あそこはやはり教室があかんというたら、教室も1階のところまで来たんです。それで、お寺にも行ったという話を聞いたのだけれども、お寺も民間の人ですので、公共施設がいいという意見です。そこはふれあい会館もあるんですけども、一遍区長とも相談してもらいたいと思います。2番目を終わります。

3番目、平間区の事情で富田の区長会から配っているんですけども、平間区は雑草の除去をしていただきました。それで、かなり今度被害は少なかったんです。ローソンの前とか町営住宅、あそこらはかなり浸かりました。そういうようなことで、やはり国道の低さも問題があるのと違うかなという気がいたします。国道というたら国道事務所になるのだろうかと思うけれども、その点についてはいかがなんでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

ただいま楠本議員からもありましたけれども、昨年度から本年度にかけて平間地区の富田川左岸に繁茂しているアセなどの除去作業を実施していただいたところです。議員ご指摘のように富田川の堆積土砂が平間地区内の一番南側を通る排水路の流れを阻害し、影響をもたらしていると思われます。そういったことから、県にもその状況を考慮した計画を立てていただくように要望してまいっているところです。

また、国道の地盤の高さにつきましては、6月に策定されました富田川水系河川整備計画の中でも堤防の整備ということで計画がされております。今後の測量設計によりまして、どの高さまで河床掘削をするのかも踏まえ、通水断面が不足する場合には、かさ上げ等の対策工法を行うというふうに聞いておりまして、これについては国交省との協議も必要になろうかと思っておりますけれども、計画の中には含まれております。

○議 長

2番 楠本君（登壇）

○2 番

3つ目の平間の前の部分については、若干改善されていると思うんですけども、なおかつ平間川の河口の国道に沿って走っているあの河川もやはり整備が必要かなというように思います。私も実際に見てみました。そしたら、富田川の雑草を取っただけけれども、堆積土砂を取ってないから、やはりあそこは日神社のほうへ続いてくるという部分があります。そういう意味において、国交省にはその旨伝えておるということですから、その部分もあわせて早急に要望しておきたいと思っております。

それでは、3つ目は終わりました。

4つ目の富田橋日神社前より土砂の撤去ですけども、富田川河口の州浜の堆積土砂の撤

去を再三区からも要望しているようです。今回の富田川被害においても、JRの鉄橋にかなりの寄りごみや木材がかかっております。こうした中で、やはり州浜が切れたらどっと引いたという話を中の人からも聞きました。富田の人からも聞きました。そうした中で、やはり定期的にといても年に3遍も4遍もするということはなかなか難しいのかもわからんけれども、富田川の州浜が切れなかったら、水が平間川、庄川、内ノ川と、皆来るんやな。それであそこを定期的に、できたらほんまに年に3回は取ってほしいと思うんです。それでなかったら、富田川の各支流の難問は解決しないというふうに思います。その点について、建設課長は、そこは区長会からも言われて再三しやるということですけども、その点についての考え方、また、高瀬川に。あそこの南富田の菱垣廻船の船を置いたところがあります。あそこに古文書でも調べてみたら、やはり昔から港というのはあったんです。そういうことで、あそこもやっぱり漁業者とも、どこまで取ったらいけるのかということも十分話をしてもらって、一遍土砂の撤去をお願いしたいというふうに思うんです。それでなかったら問題解決にならないと思います。その点、要望をしておきます。その点、どうですか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

議員ご指摘のように、日神社前から富田橋付近やJRの鉄橋付近につきましても、相当な堆積土砂があって、河道掘削が必要となっているところではあります。

また、富田川河口の州浜区域につきましては、高瀬川との合流部分でもありまして、最下流ということから、海側からの波浪の影響で土砂が堆積しやすいというような地形となっております。富田川全体の水位の上昇にかなり影響がある場所がございます。23年のときにもあそこが切れて一遍に水が引いたというのは、私も目の当たりにしてございます。

しかしながら、当区域につきましては、今回策定されました富田川水系河川整備計画には区域外ということで入っておりませんが、富田区長会等から毎年県にも要望していただいているところで、町も当然要望しているわけがございます。定期的に河道の閉塞状況の除去作業を実施していただいているところではございますが、議員のおっしゃられるように年に3回というところには至っていかなくて、毎年とまでもいかないところだと、現状だと思っております。

また、作業の実施時期とか作業の回数をふやしていただく等々、そういった対応を県にもまた今後、強く要望していきたいと思っております。

○議 長

2番 楠本君（登壇）

○2 番

4項目を終わります。

5項目の、平成29年1月25日に全協で説明があった富田川堆積土砂の捨て場がないということで、この事業は堅田字尾崎2621番地の3ほか位置図について、29年1月25日に全協で説明を受けたところですが、測量が終わっているのか、譲渡は別として、ここにはかったといっても譲渡するとは限らないと、そういう答弁があったというふうに聞いてますけれども、実際にこの部分については測量に2,000万円ほどかかると。それで、外周だけでも1,000万円ほどかかると。富田川の計画がスムーズにいてもこの堆積土砂を

捨てる場所がない。そういう分についてはやはり町は一民間業者にそういう便宜を図ることはないということでしたが、その点について、富田の堆積土砂をどこへ持っていくのかというような問題もありますから、その点の考えについて、一遍測量の進捗状況等をお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員からご指摘の土地につきましては、田辺市と白浜町の境界になるところでございますが、29年1月に全員協議会でご説明させていただきまして、30年第1回定例会のときにご説明させていただいてございます。

この中でもご説明させていただきましたように、ここにつきましては建設事業者のほうから町有地の購入の打診と申しますか、売っていただけるのでしょうかという申し入れがありまして、これについては目的等々をお聞かせいただいたところ、残土を処分して農地造成をしていくという目的でございました。当然、白浜町の土地でございますが、一般合法的に常に売却を目的として保管している土地ではございませんが、ただ、将来的に何かに使うという目的でもございませんでしたので、町としては一事業者に、売ります、売りませんというようなお話はできませんということで、やはり計画自体は実行性のないところに売ってしまいますと、所有権が移ってしまいますと、転売等々のそういう懸念がございますので、やはりその辺については議会のほうにも説明させていただいた上で、確実に事業の実施が見込めた段階において売却ということについては進めていきたいと思いますということで、お話をさせていただいてございます。

その時点で、測量につきましても、先ほど議員がおっしゃいましたように町が測量費を2,000万円というような事業費を投資して、やはりやめましたと言われても、町も2,000万円をあえて投資するタイミングではなかったものですから、測量は自分のほうでしたいのでさせていただけますかということで、測量の許可と木を伐採する許可はしてございまして、その後計画がとん挫したとしても、町はその費用について一切補填しませんよという了解のもとで、事業者さんがなされたという経過がございます。町としましては、その後、当然売却の申し入れが口頭でございますので、土地の鑑定を行ってございまして、鑑定価格は通知してございませんが、単価的なところは申し上げてございますので、それをもとに、現在は当然開発公費が要ってきます。林地開発の行為許可が要すると思うんですけども、それと白浜町への譲渡の正式な申請をするために、いろいろな手続、そして白浜町だけではございませんから、水利の問題であったり、他の地権者さんのご同意と申しますか、ご理解を得た上で最終的に白浜町は受け取る際には周りが全て同意を得られている状況で出してくださいというのを条件にしてございますので、そのことについて現在滞りなくと申しますか、粛々と町への払い下げを目的として計画を進めておるといことは聞いてございます。ただ正式な払い下げ申請というのはいまだにきていないのが現状でございます。

○議 長

2番 楠本君（登壇）

○2 番

この点について、聞くところによると、自分のところで勝手に測量をしているということ

だけれども、測量は終わってるんですか。まだ進行形ですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

平面測量といいますか、境界測量は終わってございまして、この前の議会でもご説明させていただきましたけれども、概要の計画も我々のほうにいただきまして、残土の処分量といいますか、処分できる量とかそういうのも全協でご説明させていただいたとおりですので、ある程度設計まではでき上っているものとはこちらは認識しているんですけど、それを実行に移すために、いろいろなご同意も要りますし、その手続を進めておると聞いてございます。

○議 長

2番 楠本君（登壇）

○2 番

わかりました。ということで、富田川の水系の問題が20年かけてやるということですから、それもあわせてやはり土の持っていき場がないということでは困ると思います。私もこの間振興局の局長にも会ってきました。その話も聞いたんですけども、業者は上富田町に35万立米の捨てる土地を持っているように聞きましたので、それも含めて富田川の堆積土砂を全てできるかというたら、それでは足らんだろうと思いますから、それも含めて、町としては、売買手続に必要な書類が整えば、富田川の堆積土砂を撤去する目的で考えてもらいたいというふうに思います。これは決して一業者を何するものではありません。富田川水系の堆積土砂の目的でしているということでございますので、よろしく誤解のないようお願い申し上げます。

この項を終わります。

6点目の富田川堆積土砂については20年程度をめどと聞くが、各市町村に明示していただきたいというふうな項目を上げておりますけれども、おおむね20年の計画でいると思うんですけども、それでは住民の方々は、異常気象の中で前倒しを何とかしてもらえんのかという要望がございます。それに対して、県には対応を求めていくべきだと思うし、町長、富田川治水組合の田辺市、上富田町、白浜町になって富田川のアセとか、整備を年々少ない予算の中で順番にやっております。そうした中で、この富田川の水系の問題は、後から言いますけれども、川下はとにかく被害が大きいというのが現実でございます。上富田町も被害が出ているようなんですけれども、この計画について前倒しでもってやってもらいたいと思います。20年もたったら私はもう土をかぶってあると思います。そういう意味においても、やはり計画が、国土強靱化の話が長野議員から出ておりましたけれども、国土強靱化の話は、今度アパロームのほうであるから来てくれという案内状も来ておりました。国土強靱化についてはぜひともこの中でやってもらいたいというふうに思いますし、予算的な措置も十分、もちろん日置川の60年の災害史を聞きに行きましたけれども、日置川もあります。そういった意味において、強く要望していただきたいと思いますけれども、町長、その点はいかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

先ほど来申し上げておりますように、富田川並びに日置川の整備計画につきましては、やはり20年というスパンではちょっと長いというふうに思いますし、できるだけ前倒して整備計画を進めてもらいたいということと、それからできるところは、先ほど申し上げたように応急措置ですとか、排水ポンプの設置ですとか、樋門といったこともございますので、できるだけこれから強く和歌山県のほうに要望を上げて、そしてまた皆様方のお力添えをいただきながら、県当局に要望をしてまいりたいと思っております。

我々白浜町には、この2つの大きな富田川と日置川という河川がございますので、これはこれからもこの川の氾濫ですとかいろいろな増水による災害被害が想定されておりますので、皆さんと一緒に、これからもできるだけ我々の時代に、安心、安全な地域となるように、町となるように努力してまいりたいというふうに思っております。

○議 長

2番 楠本君（登壇）

○2 番

強く要望していただきたいと思います。

それでは、最後に、日置川、富田川の流木問題について。以前も行ったが、川上、川下を含めて大々的なボランティア活動が必要ではないかという部分でございます。

これについては、先ほど同僚議員も言うておりましたけど、350万円を県と半々したとか、そういう予算的な措置も要ります。しかしながら、これは人力がなかったらあれだけの流木、土砂を解決するわけにはいきません。そうした上において、川上の人も、やはり県事務所が中心になって、前にボランティア活動で大々的に中大浜に来ていただきました。そうした意味において、今度は五色ヶ浜へ打ち上がっているというような話も聞きます。そうした意味において、この流木問題について、ひとつ考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 生活環境課長 廣畑君

○番 外（生活環境課長）

ただいま議員から日置川、富田川からの流木問題についてのボランティアを計画したらどうかとのご質問です。

議員おっしゃるように、台風の影響を受けて、中大浜、日置大浜等には大量の流木等が漂着しております。規模にもよりますが、以前より台風等のごみが大量に漂着した場合の処理については、県が重機作業、そして、地元住民の方々、町職員が総出で協力し合って漂着ごみの清掃作業を行ったこともございました。

まだまだ台風の時期であるということもありますけれども、そういったことも含め、地元区、それから関係機関等と協議、調整していきたいと考えてございます。

川上、川下を含めて大々的なボランティアを計画してはどうかとのご提言ですが、現時点では、町で行っております海や川の一斉清掃と合わせるなどして、地元住民の方々、それから県、町の職員での対応と考えるところでございますが、今後、被害の規模等にもよりますが、関係機関等と協議、調整をして、ボランティアの呼びかけなども視野に入れて検討していきたいと考えてございます。

○議 長

2番 楠本君（登壇）

○2 番

この部分については、人力が必要であると思いますので、県事務所も通じて、川上の人にもご協力を願いたいというふうに思います。

以上をもって私の質問を終わります。

○議 長

以上をもって、楠本君の一般質問は終わりました。

一般質問を終結します。

本日はこれをもって散会し、次回は9月19日水曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

次回は9月19日水曜日午前10時に開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議長 西尾 智朗は、15時03分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成30年9月14日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員